

第2期 いのち支える 宮津市自殺対策推進計画

～「誰ひとり自殺を考えない 生き心地のよいまち みやづ」を目指して～



2026年（令和8年）3月

宮津市

は じ め に

**「誰ひとり自殺を考えない
生き心地のよいまち みやづ」の実現
— 自殺者ゼロを目指して —**



本市では、2021年（令和3年）3月に「いのち支える宮津市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策は、「生きることの包括的な支援」であるという認識のもと、地域のつながりを大切にした、総合的かつ効率的な取組を進めてまいりました。

「誰ひとり自殺を考えない 生き心地のよいまち みやづ」の実現を目指し、福祉従事者・学校関係者などを対象としたゲートキーパー養成研修の実施や、庁内各課・関係機関との連携による支援を行うなど、誰にでも起こり得る自殺の危機を未然に防ぐための取組の推進に努めました。社会情勢の急激な変化や厳しい経済状況等の影響を受け、自殺により尊い命が失われる状況は依然として続いており、辛い想いを抱える人が後を絶ちません。自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題であるということを受け止め、より一層、自殺対策の推進に取り組んで行かなければなりません。

この度、2022年（令和4年）10月に閣議決定された自殺総合対策大綱（第4次）、2025年（令和7年）に改正された自殺対策基本法及び本市の状況を踏まえ、「第2期いのち支える宮津市自殺対策推進計画」を策定いたしました。第2期計画では、これまでの取組の充実に加え、全国的に増加傾向にある子どもや若者・女性への対策を重要な取組に位置付け、「自殺者ゼロ」を目指して、市民の皆様・関係機関・団体の皆様とより一層連携しながら、計画の着実な推進と支援の強化に取り組んでまいります。今後とも皆様の格別のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見をいただきました宮津市自殺対策推進協議会の委員の皆様へ深く感謝を申し上げます。

2026年（令和8年）3月

宮津市長 城崎 雅文

目 次

第1章 計画の見直しにあたって	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	1
4 計画の数値目標	2
5 「自殺」「自死」の用語の使用について	2
6 SDGs（持続可能な開発目標）との関連について	2
第2章 自殺の現状等	3
1 過去10年間に見る宮津市の自殺の状況	3
(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移	3
(2) 性別・年代別の自殺者数・割合	3
(3) 原因・動機別の自殺の割合	4
(4) 自殺者における自殺未遂歴の有無	4
(5) 職業別の自殺者数の割合	4
2 地域自殺実態プロファイルによる宮津市の分析	5
(1) 宮津市の主な自殺の特徴	5
(2) 職業・同居の有無別状況	5
(3) 勤務・経営関連	6
(4) 高齢者関連	6
(5) 自殺の実態や要因に関する分析	7
3 各種アンケート調査結果による現状	8
(1) いじめについて	8
(2) こころの状態について	8
(3) 相談先・相談相手・隣近所との付き合いについて	9
(4) 睡眠について	11
第3章 これまでの取組と評価	12
1 計画の数値目標	12
2 基本施策と重点施策の実施状況	12

第4章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 基本方針	16
3 施策体系	18
4 基本施策	19
(1) 地域の実態把握とネットワークの強化	19
① 自殺に関する実態把握	19
② 地域におけるネットワークの強化	19
(2) 自殺対策を支える人材の育成	21
① 自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組	21
(3) 住民への啓発と周知	22
① 市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	22
(4) 生きることの促進要因への支援	23
① 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進	23
② 社会全体の自殺リスクを低下させる取組	25
③ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組	28
④ 遺された人への支援を充実する取組	29
⑤ 勤務・経営の対策を推進する取組	29
⑥ 女性への支援を推進する取組	30
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	31
① 子ども・若者への支援を推進する取組	31
第5章 計画の推進体制	33
1 自殺対策における連携・ネットワークの強化	33
2 計画の進捗管理	33
資料編	34
～いのち支える～ 相談窓口一覧	34
宮津市自殺対策推進協議会委員名簿	46
宮津市自殺対策推進協議会設置要綱	47
第2期いのち支える宮津市自殺対策推進計画 策定経過	48
宮津市自殺対策庁内連絡会議設置規程	49
用語説明	50

第1章 計画の見直しにあたって

1 計画見直しの趣旨

我が国では、1998年（平成10年）以降、毎年3万人を超える方が自殺により亡くなる状況が続いていました。かつて「個人の問題」として認識されがちであった自殺は、2006年（平成18年）の自殺対策基本法（以下「基本法」）の施行・2007年（平成19年）の自殺総合対策大綱（以下「大綱」）の策定以降、広く「社会の問題」として認識されるようになりました。

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、国を挙げて「生きることの包括的な支援」として総合的に自殺対策の取組が推進されるようになった結果、自殺者数が2万人台にまで減少するなど、着実に取組の成果が現れてきてはいますが、依然として毎年多くの方が自殺により命を落とされている状況に変わりはありません。更には、2020年（令和2年）の新型コロナウイルス感染症拡大の影響等を受けて、自殺の要因となる様々な問題が悪化したことから、特に、女性と小中高生の自殺者数が増加する等の憂慮すべき事態が生じています。

こうした状況を受け、2022年（令和4年）に閣議決定された第4次大綱では、これまでの取組の充実に加え、子どもや若者・女性に対する自殺対策の更なる推進・支援の強化に取り組む等の施策が新たに位置づけられました。

また、2024年（令和6年）には小中高生の自殺者数が過去最多の529人になるなど、子どもの自殺者数の増加傾向が続く極めて深刻な状況に対処するため、2025年（令和7年）6月に改正された基本法では、子どもに係る自殺対策を推進するための体制整備やデジタル技術を活用した施策の展開などについても盛り込まれたところです。

本市においては、国の定める基本法及び大綱の趣旨を踏まえ、2021年（令和3年）に『いのち支える宮津市自殺対策推進計画』を策定し、自殺対策に取り組んできましたが、毎年、自殺により尊い命が失われている状況が続いています。

近年の本市の実情及び国・府等が実施する対策の動向を踏まえ、悩みを抱えた方々が孤立することなく、全ての市民がいつまでも安心して生活できるよう「宮津市自殺対策推進計画」を改定し、「誰ひとり自殺を考えない生き心地のよいまち みやづ」の実現を目指して取り組みます。

2 計画の位置づけ

本計画は、2025年（令和7年）6月に改正された自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、同法第13条第2項に基づき、国の「自殺総合対策大綱」及び「京都府自殺対策推進計画」に地域の実情を勘案して宮津市の自殺対策について定めるものです。

また、本計画は、「宮津市総合計画」を最上位計画とし、「宮津市地域福祉計画」等その他の関連計画との整合性を図るものとします。

3 計画の期間

自殺総合対策大綱がおおむね5年を目途に見直すこととされていることから、本計画の期間は、2026年度（令和8年度）から2030年度（令和12年度）までの5年間とします。

なお、計画の取組状況や課題整理等の進捗管理を行うとともに、自殺対策基本法、自殺総合対策大綱等が改正された場合は、社会情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととします。

4 計画の数値目標

国の定める自殺総合対策大綱（第4次）では、「2026年（令和8年）までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を2015年（平成27年）と比べて30%以上減少させる」ことを自殺対策の目標としています。（自殺死亡率：2015年：18.5 → 2026年：13.0以下）

本市においては、自殺者数0人（自殺死亡率0.0）を目指して自殺対策を推進します。

指標	区分	目標値	現状値 [2024年] (自殺者数)	参考 [2021年] (自殺者数)
自殺死亡率 (人口10万対)	宮津市	(2030年：第2期) 0.0	6.1 (1人)	28.7 (5人)
	京都府	(2025年) 10.2以下	13.9 (352人)	14.7 (376人)
	全国	(2026年) 13.0以下	16.4 (20,320人)	16.7 (21,007人)

5 「自殺」「自死」の用語の使用について








本計画においては、「自殺」、「自死」の用語について様々な意見があることを踏まえ、国及び京都府における用語の使用や、NPO法人全国自死遺族総合支援センターの「自死・自殺の表現に関するガイドライン」などを参考に、（1）行為を表現するときは「自殺」、（2）遺族や遺児に関する表現は「自死」、（3）法令等の用語を引用する場合は「自殺」を使用することとします。

6 SDGs（持続可能な開発目標）との関連について

本市の最上位計画である宮津市総合計画では、国の示すSDGsの方向性に沿って各種施策を総合的に講じ、「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりを目指しています。

本計画においても、SDGsの17の目標のうち、以下の7つの目標と関連づけ、各施策に取り組みます。

本計画に関連するSDGsの目標

	貧困	【目標1】あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
	飢餓	【目標2】飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
	健康・福祉	【目標3】あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
	教育	【目標4】すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し生涯学習の機会を促進する。
	ジェンダー	【目標5】ジェンダー平等を達成し、すべての女性および女児の能力強化を行う。
	経済・雇用	【目標8】包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する。
	不平等	【目標10】各国内および各国間の不平等を是正する。

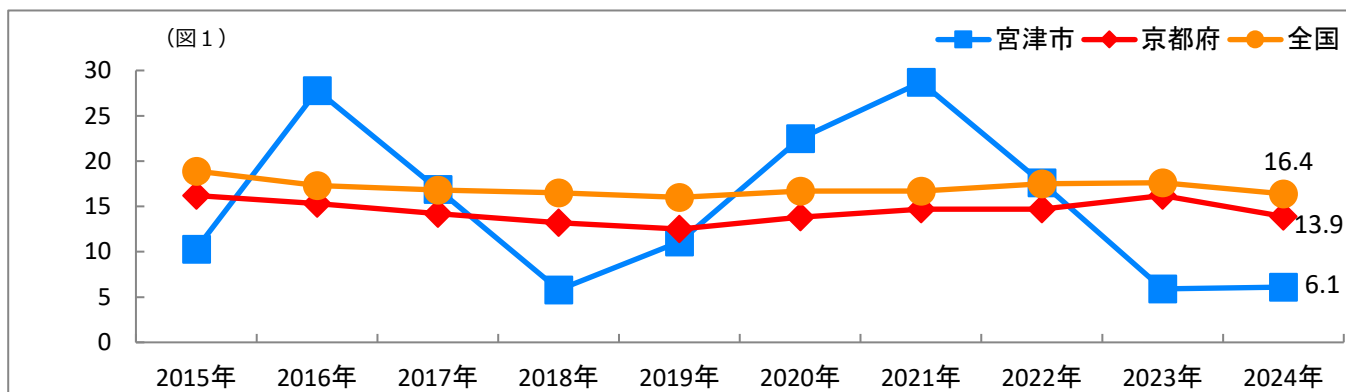
第2章 自殺の現状等

1 過去10年間に見る宮津市の自殺の状況

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

自殺者数は、2016年（平成28年）の5人をピークに減少傾向にありましたが、コロナ禍の2020年（令和2年）から2022年（令和4年）までの3年間は増加に転じ、自殺死亡率は全国・京都府よりも高くなりました。その後は再び減少し、自殺者数は1人で推移、自殺死亡率は全国・京都府より低い数値となっています。（図1）（表1）

〔図1〕 自殺死亡率の推移



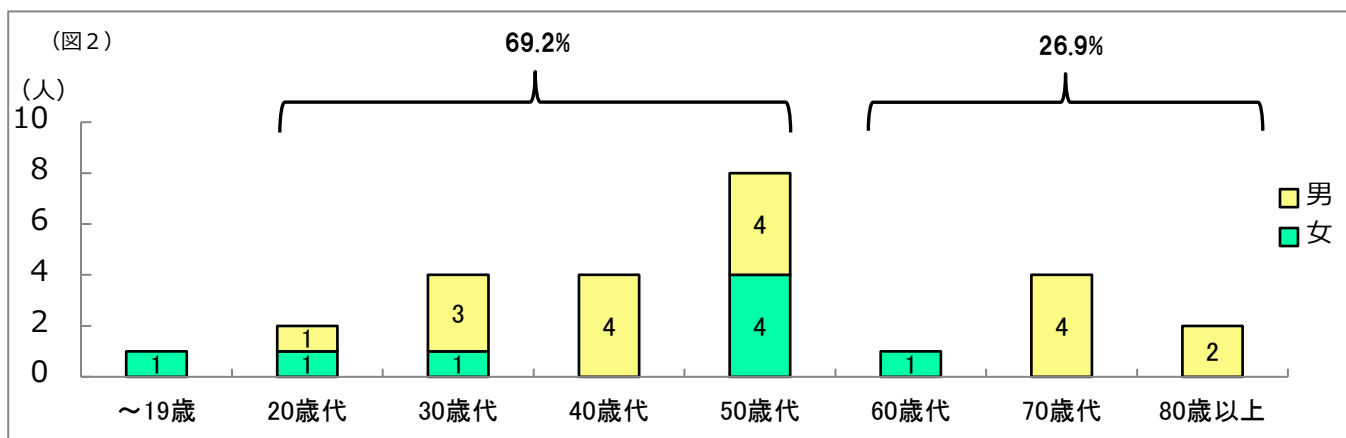
（図1）資料：＜厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」＞

		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
宮津市	自殺者数	2	5	2	1	2	4	5	3	1	1
	自殺死亡率	10.3	27.8	16.9	5.8	11.0	22.5	28.7	17.6	5.9	6.1
京都府	自殺者数	424	399	368	343	323	355	376	375	410	352
	自殺死亡率	16.2	15.3	14.2	13.2	12.5	13.8	14.7	14.7	16.2	13.9
全国	自殺者数	24,025	21,897	21,321	20,840	20,169	21,081	21,007	21,881	21,837	20,320
	自殺死亡率	18.9	17.3	16.8	16.5	16.0	16.7	16.7	17.5	17.6	16.4

（表1）資料：＜厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」＞

(2) 性別・年代別の自殺者数・割合

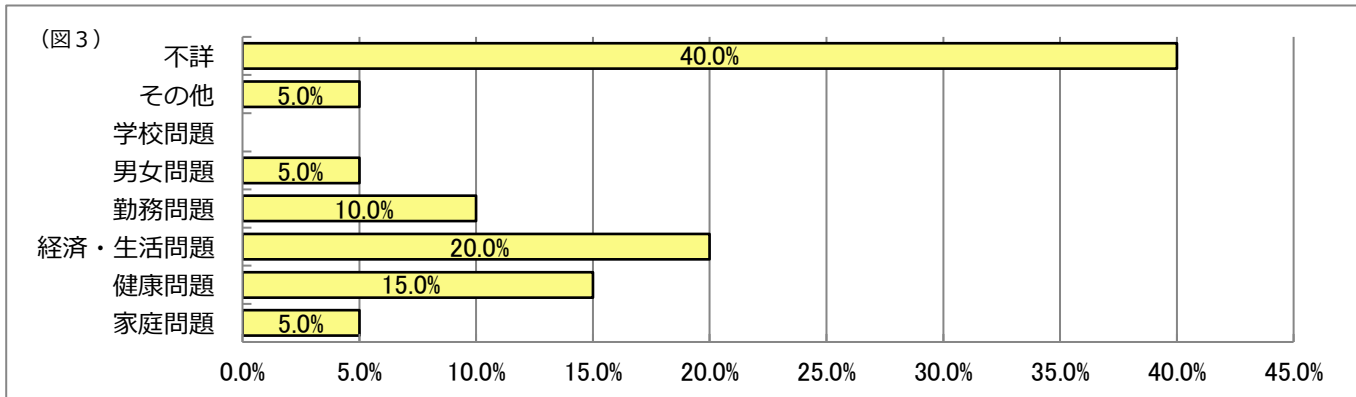
自殺者数は、全体で50歳代が多く、特に男性では40歳代、50歳代、70歳代が多くなっています。年代別では、20歳代から50歳代が約7割（69.2%）を占め、60歳以上（26.9%）を大きく上回っています。（図2）



（図2）資料：＜厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」＞

(3) 原因・動機別の自殺の割合

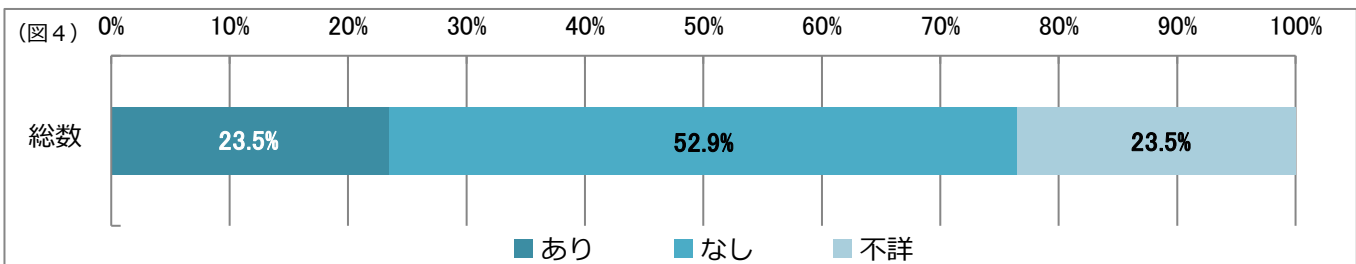
原因・動機別の自殺の割合では、不詳を除き、経済・生活問題が20.0%と最も多く、次いで健康問題が15.0%、勤務問題が10.0%となっています。(図3)



(図3) <厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」>

(4) 自殺者における自殺未遂歴の有無

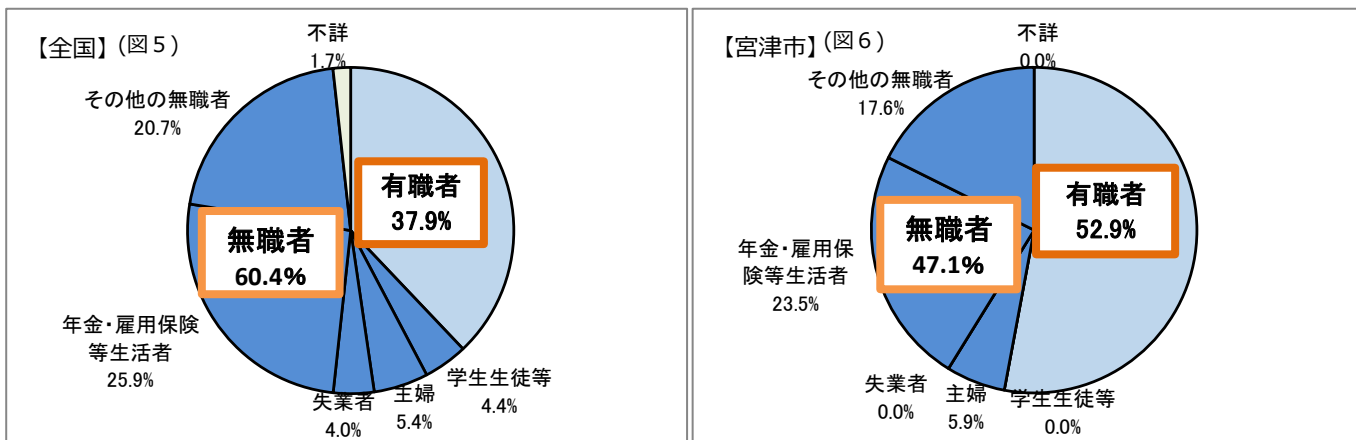
自殺者全体における自殺未遂歴の有無では、23.5%が未遂歴「あり」となっています。(図4)



(図4) <厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」>

(5) 職業別の自殺者数の割合

宮津市の自殺者の職業別の割合では、有職者の自殺の割合が52.9%となっており、無職者よりも高い割合となっています。全国の割合と比較しても、有職者の自殺の割合は高い状況にあります。無職者の中では、年金・雇用保険等生活者が23.5%と最も多く、次いでその他の無職者が17.6%となっています。(図5、図6)



(図5、図6) <厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」>

2 地域自殺実態プロフィールによる宮津市の分析

(1) 宮津市の主な自殺の特徴

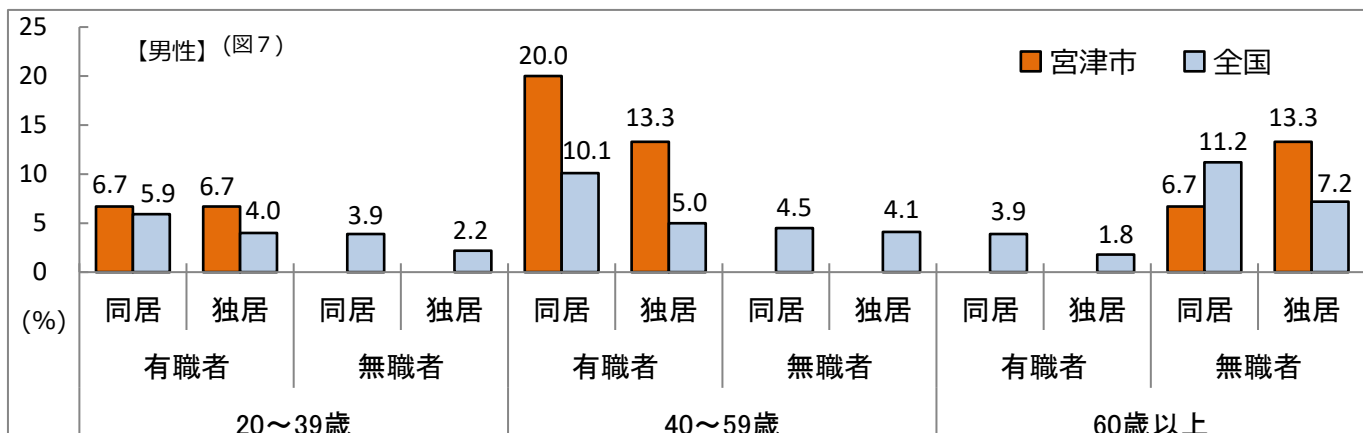
いのち支える自殺対策推進センターの分析から、2019年（令和元年）から2023年（令和5年）の5年間に於いて自殺者数の多い上位5区分が地域の主な自殺の特徴として抽出されました。（表2）（個別集計（自殺日・住居地、2019～2023年合計））

上位5区分	自殺者数 5年計	割合	自殺死亡率 (10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位:女性40～59歳有職同居	3	20.0	48.8	職場の人間関係+家族間の不和→うつ状態→自殺
2位:男性40～59歳有職同居	3	20.0	39.3	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み→仕事の失敗→うつ状態→自殺
3位:男性40～59歳有職独居	2	13.3	151.0	配置転換（昇進/降格含む）→過労+仕事の失敗→うつ状態+アルコール依存→自殺
4位:男性60歳以上無職独居	2	13.3	109.2	失業（退職）+死別・離別→うつ状態→将来生活への悲観→自殺
5位:男性20～39歳有職独居	1	6.7	111.6	①【正規雇用】配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺/②【非正規雇用】(被虐待・高校中退)非正規雇用→生活苦→借金→うつ状態→自殺

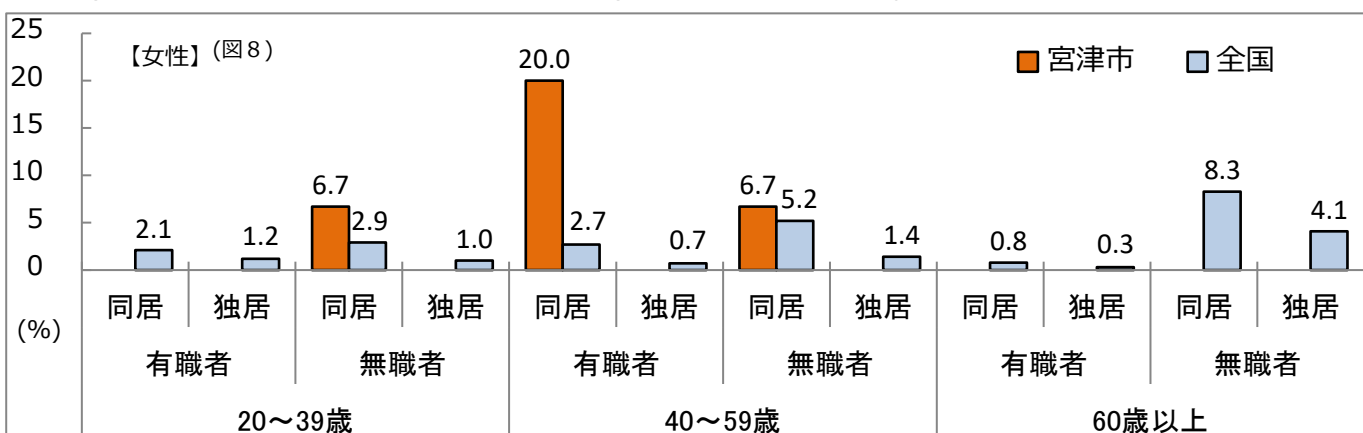
（表2）資料：地域自殺実態プロフィール（2024）いのち支える自殺対策推進センター

(2) 職業・同居の有無別状況

2019年（令和元年）から2023年（令和5年）の自殺者15人の職業の有無別、同居人の有無別の自殺者割合では、男性、女性ともに、40～59歳の有職者・同居が最も高く、全国と比較しても高くなっています。（図7、図8）



（図7）資料：地域自殺実態プロフィール（2024）いのち支える自殺対策推進センター



（図8）資料：地域自殺実態プロフィール（2024）いのち支える自殺対策推進センター

(3) 勤務・経営関連

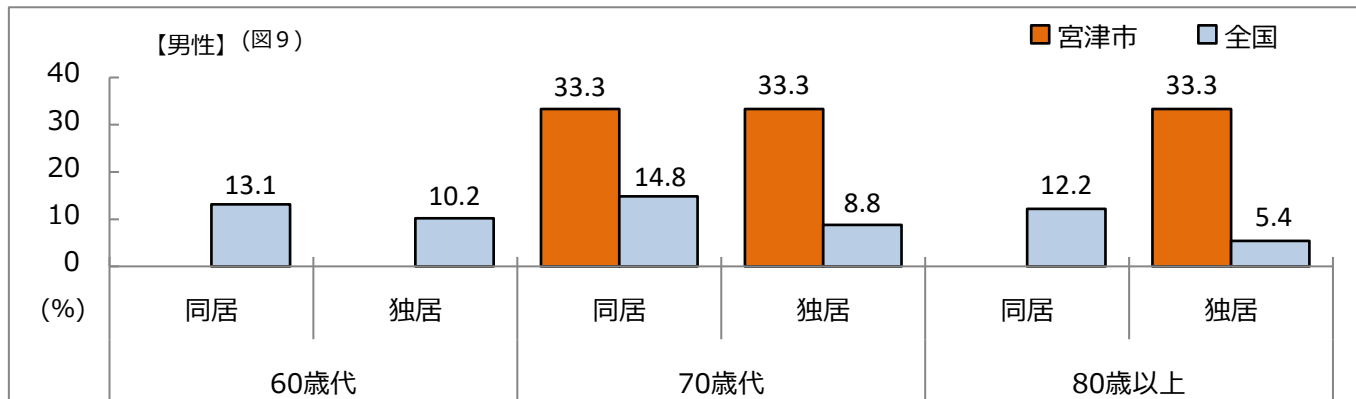
職業別の自殺の内訳では、有職者が66.7%と無職者の33.3%を大きく上回りました。全国の割合は有職者より無職者の方が多く、逆転しています。(表3)

職業	自殺者数	宮津市割合	全国割合
有職	10	66.7%	39.5%
無職	5	33.3%	60.5%
合計	15	100.0%	100.0%

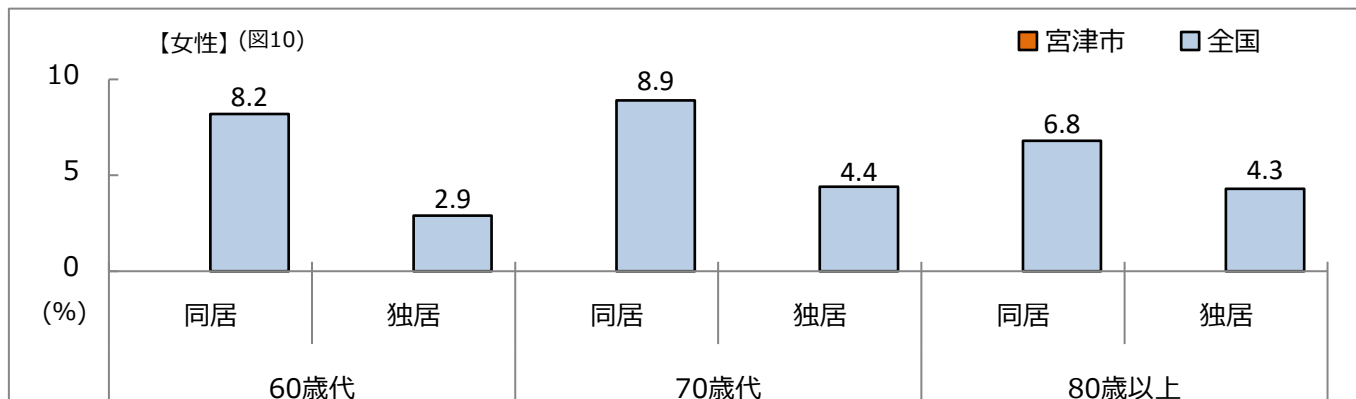
(表3) 資料：地域自殺実態プロファイル(2024) いのち支える自殺対策推進センター

(4) 高齢者関連

60歳以上の高齢者の同居の有無別状況では、男性の70歳代以上において「独居」の割合が高く、いずれも全国の割合を上回っています。(図9、図10、図11)

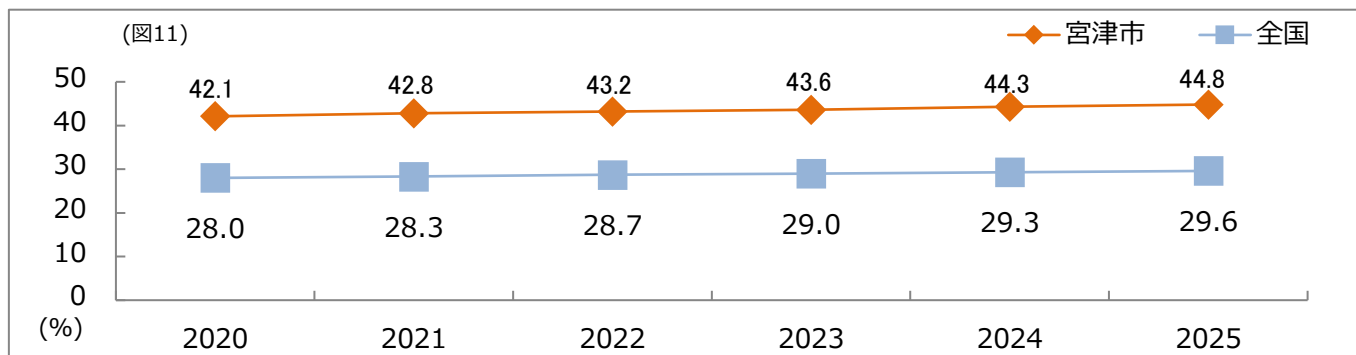


(図9) 資料：地域自殺実態プロファイル(2024) いのち支える自殺対策推進センター



(図10) 資料：地域自殺実態プロファイル(2024) いのち支える自殺対策推進センター

(参考) 宮津市と全国の高齢化率(図11)



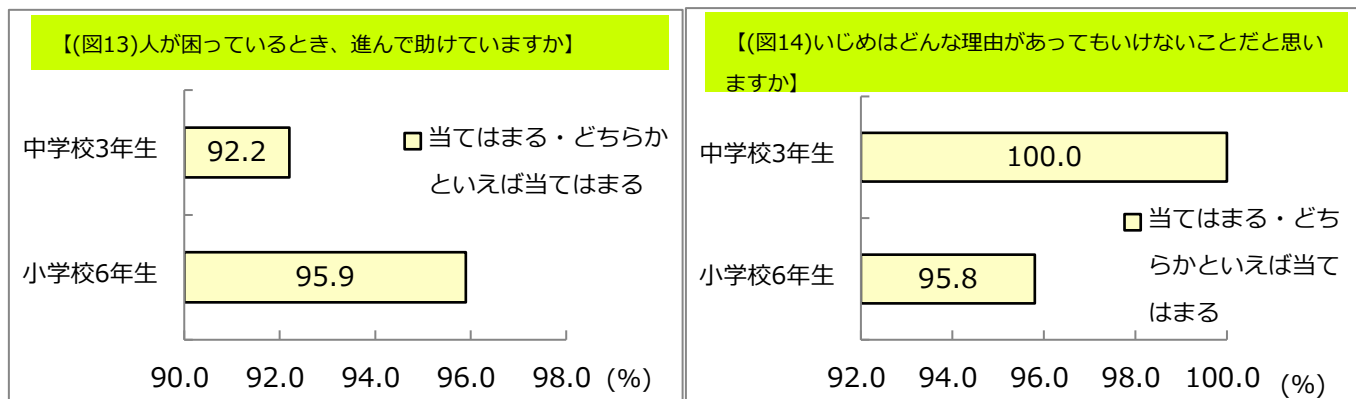
(図11) 資料：健康・介護課

3 各種アンケート調査結果による現状

各種アンケート調査結果等から、それぞれ市民が抱えている悩みやストレス等に関する現状を把握しました。

(1) いじめについて

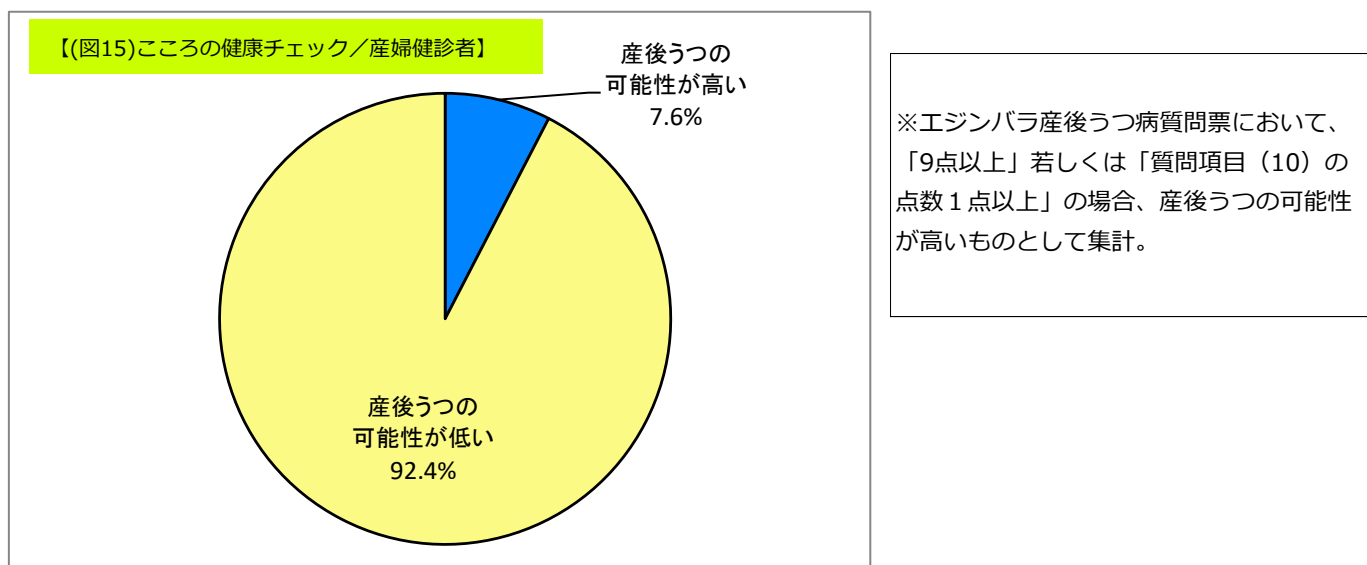
市内全小中学校で実施される全国学力・学習状況調査の児童生徒質問調査では、“人が困っているとき、進んで助けているか”の質問に対し、“当てはまる”、“どちらかといえば当てはまる”と答えた小学校6年生は95.9%、中学校3年生は92.2%でした。また、“いじめはどんな理由があってもいけないことだと思うか”の質問では、“当てはまる”、“どちらかといえば当てはまる”と答えた小学校6年生は95.8%、中学校3年生は100%でした。(図13、図14)



(図13、図14) 資料：教育委員会事務局学校教育課（全国学力・学習状況調査 児童生徒質問調査） [R7]

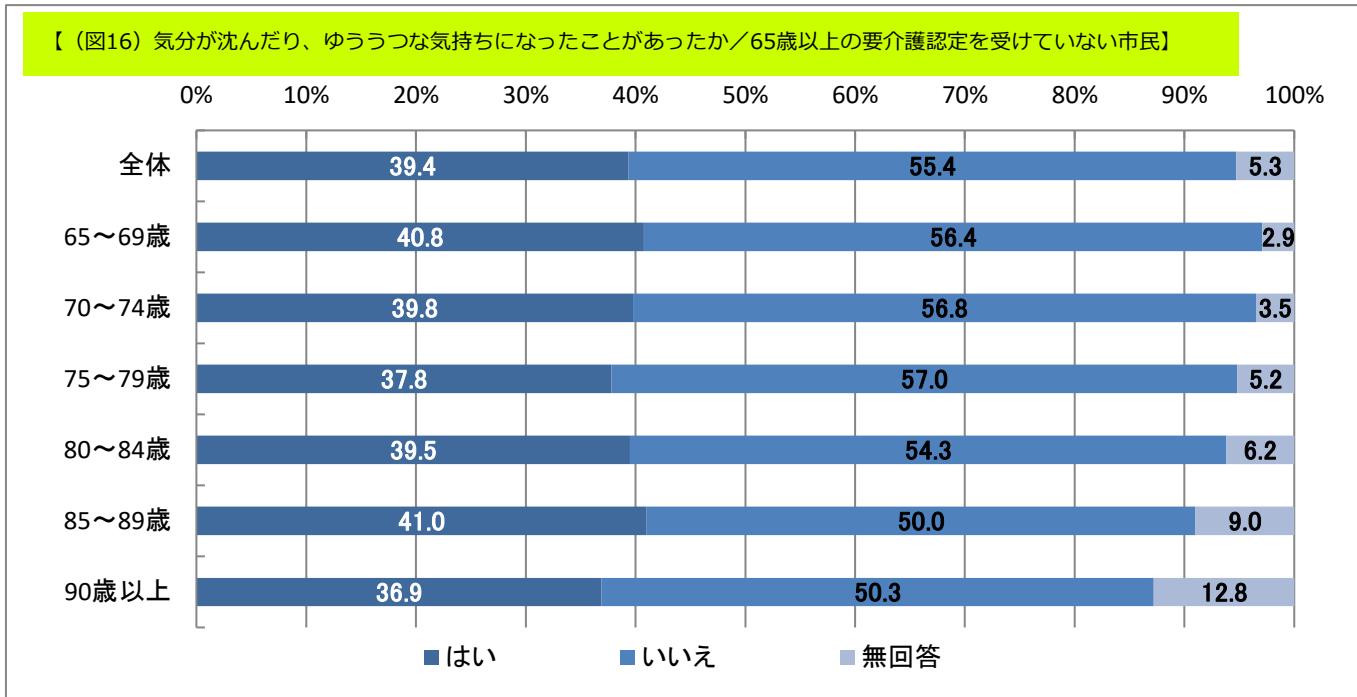
(2) こころの状態について

産婦健診者（79人）を対象に実施したこころの健康チェックの結果では、“産後うつの可能性が高い”人は7.6%（6人）となりました。(図15)



(図15) 資料：健康・介護課（こころの健康チェック） [R7]

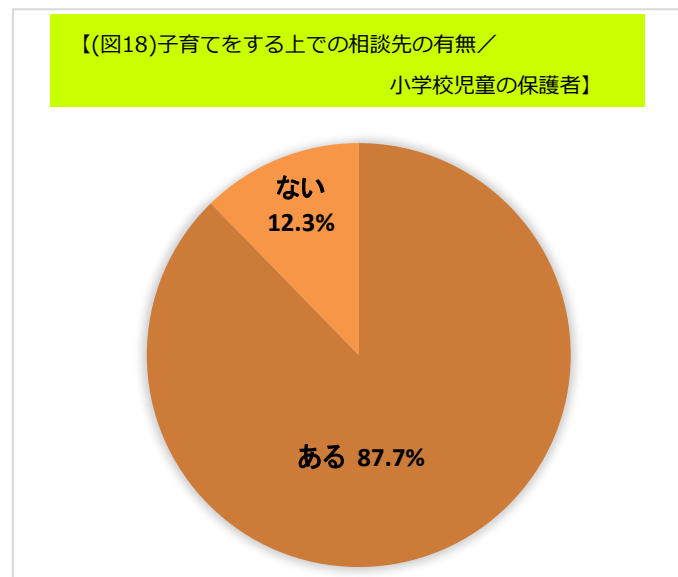
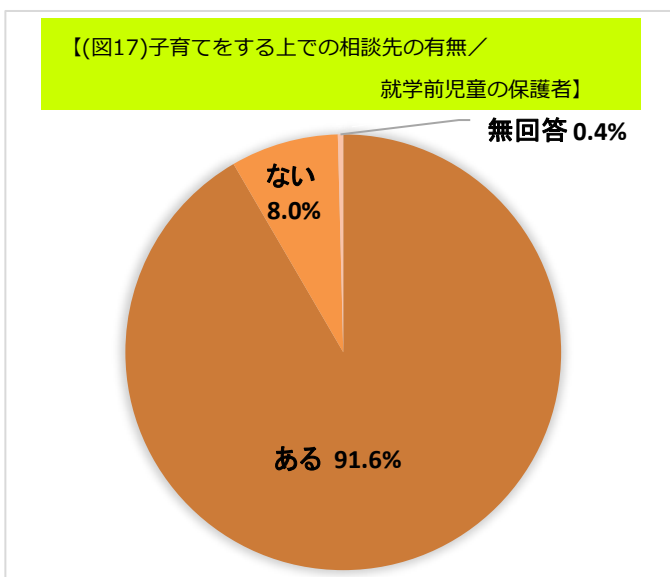
65歳以上の要介護認定を受けていない市民を対象に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、“この1か月間、気分が沈んだり、ゆううつな気持ちになったことがあった”と回答された方は、全体で39.4%、年代別では85～89歳で41.0%と最も多くなっています。（図16）



（図16）資料：健康・介護課（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）【R4】

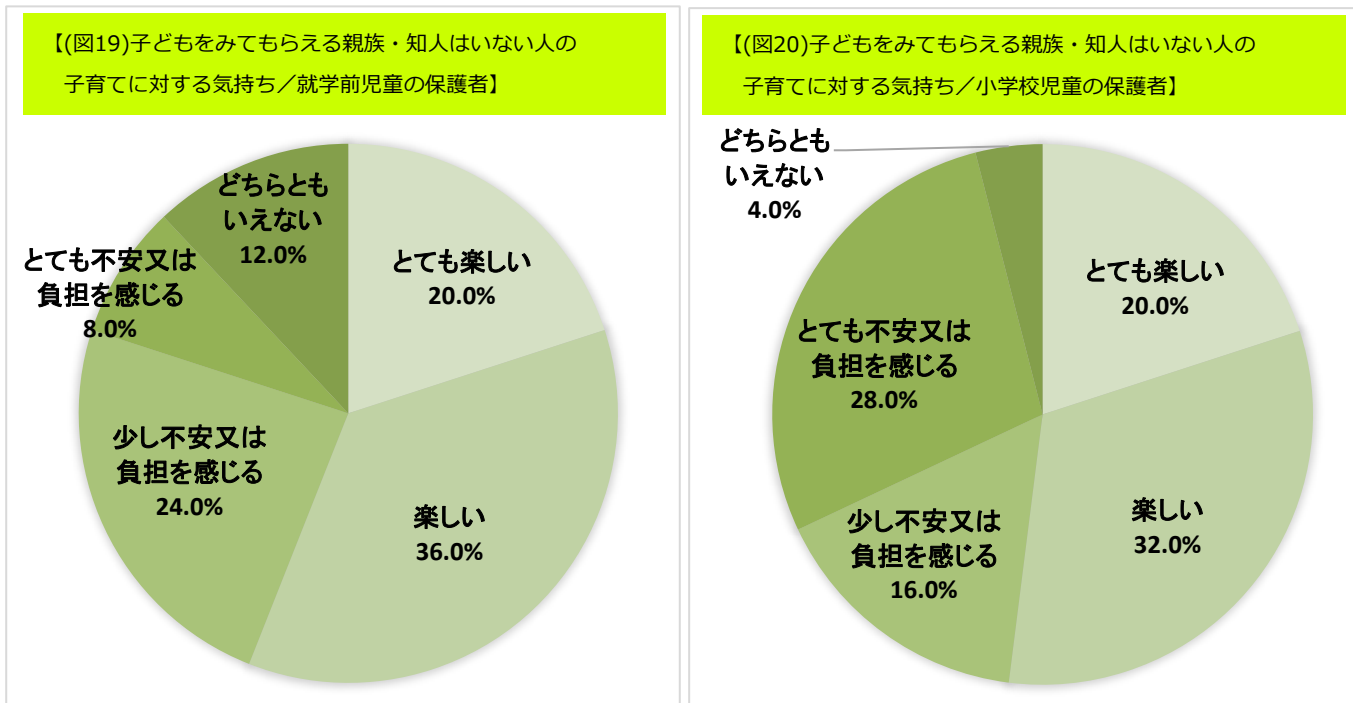
（3）相談先・相談相手・隣近所との付き合いについて

子育てをする上で、気軽に相談できる人（場所）の有無では、就学前児童の保護者で91.6%、小学生児童の保護者で87.7%が“ある”と回答した一方、“ない”と回答した人は、就学前児童の保護者で8.0%、小学校児童の保護者で12.3%となりました。（図17、図18）



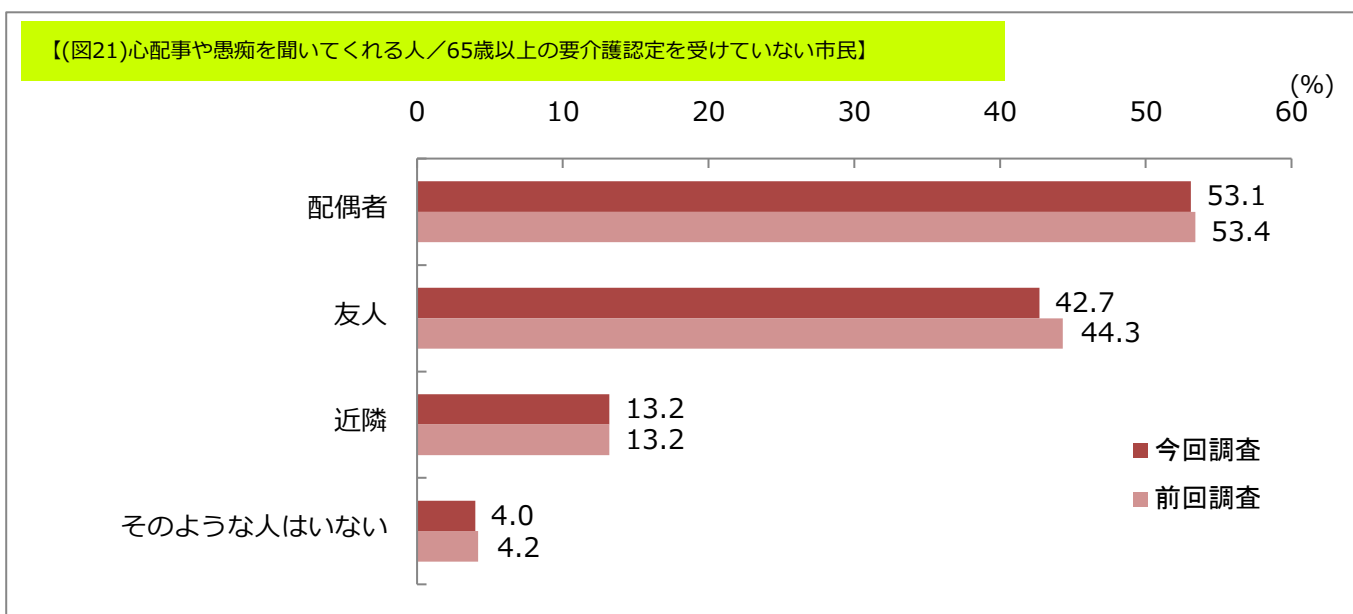
（図17、図18）資料：子ども未来課（宮津市子ども・子育て支援事業計画アンケート調査）【R5】

子どもをみてもらえる親族・知人はいない人の子育てに対する気持ちについては、就学前児童の保護者で“少し不安又は負担を感じる”、“とても不安又は負担を感じる”と回答した人の割合は32.0%、小学校児童の保護者で44.0%となりました。（図19、図20）



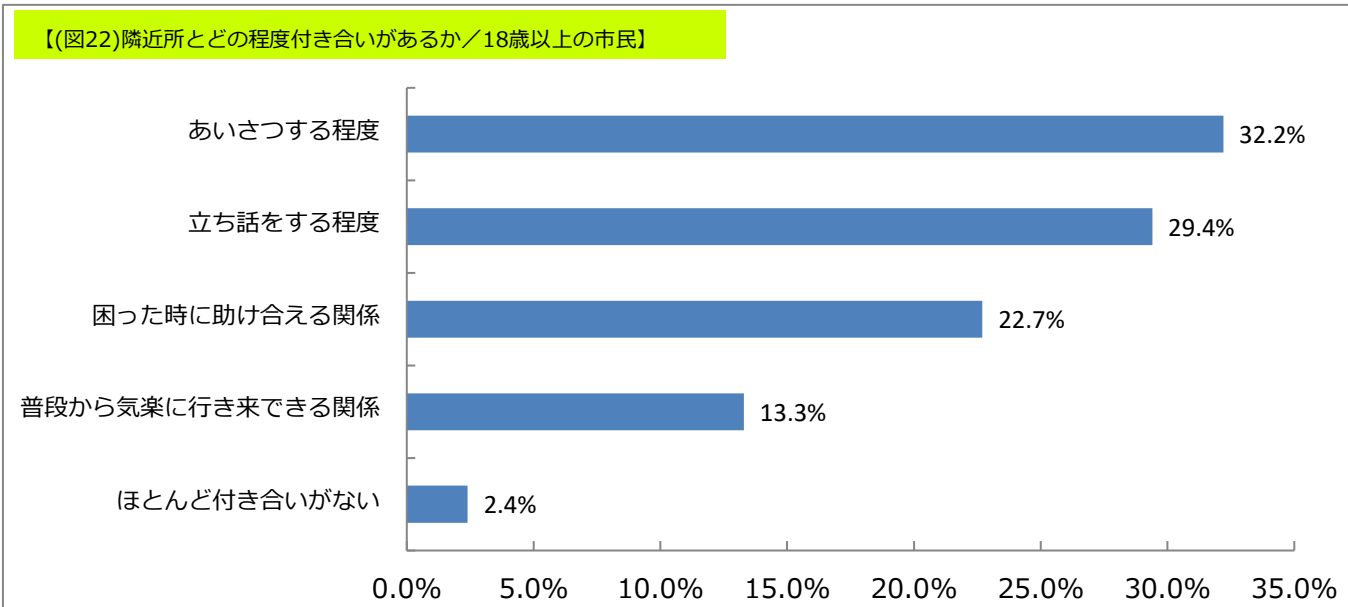
(図19、図20)資料：子ども未来課（宮津市子ども・子育て支援事業計画アンケート調査）【R5】

あなたの心配事や愚痴を聞いてくれる人の設問では、“そのような人はいない”の割合が4.0%と前回調査より0.2ポイント減少しました。（図21）



(図21) 資料：健康・介護課（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）【R4】

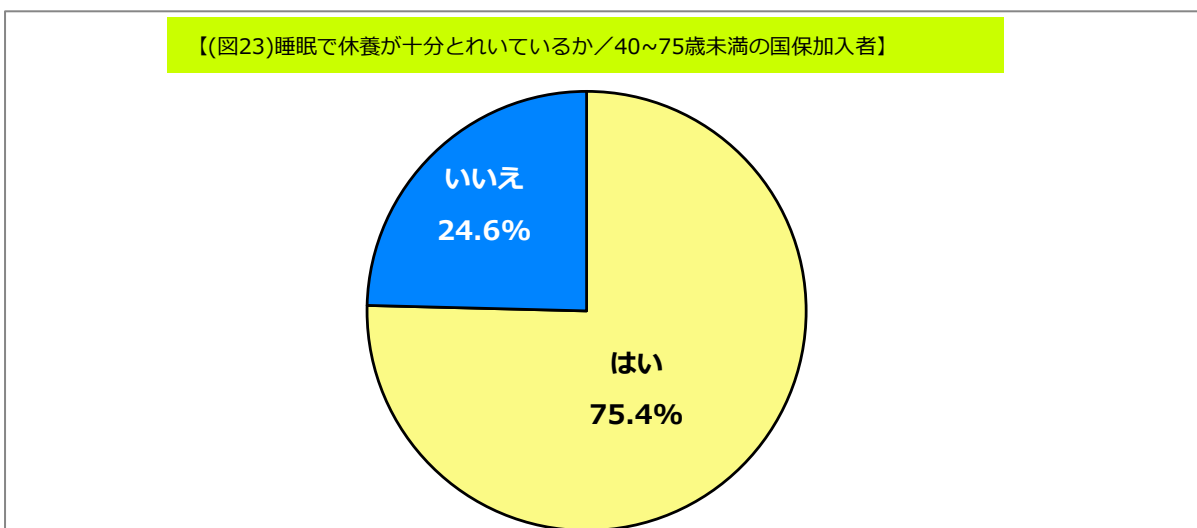
18歳以上の市民を対象に実施した地域福祉アンケート結果では、“隣近所とどの程度付き合いがあるか”の設問に対して、“あいさつする程度”が32.2%と一番多く、次いで、“立ち話をする程度”が29.4%でした。一方、“ほとんど付き合いがない”という方が2.4%ありました。（図22）



(図22) 資料：社会福祉課（地域福祉計画アンケート調査）【R5】

(4) 睡眠について

40歳から75歳未満の市民（国民健康保険加入者）を対象に健康診断問診票で生活習慣を調査した結果、“睡眠で休養が十分とれているか”の質問で“いいえ”と回答した人の割合は24.6%となりました。また、前年の同調査においても“いいえ”と回答された人の割合は23.3%でした。（図23）



(図23) 資料：健康・介護課（健康診断問診票）【R6】

第3章 これまでの取組と評価

1 計画の数値目標

「第1期宮津市自殺対策推進計画」では、本市の自殺死亡率を2025年（令和7年）までに0.0にすることを目標としていました。コロナ禍においては自殺者数の増加が見られましたが、その後減少へ転じ、2023年（令和5年）及び2024年（令和6年）の自殺者数は1人となりました。2025年（令和7年）については、自殺者数1人・自殺死亡率6.7（暫定値）が公表されており、目標値を達成する事ができない見込みとなりました。

	自殺死亡率	自殺者数
第1期計画 目標値	0.0	
2019年 実績値	11.0	2人
2020年 実績値	22.5	4人
2021年 実績値	28.7	5人
2022年 実績値	17.6	3人
2023年 実績値	5.9	1人
2024年 実績値	6.1	1人

※厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

2 基本施策と重点施策の実施状況

基本理念「誰ひとり自殺を考えない 生き心地のよいまち みやづ」を実現するため、4つの基本方針とこれに対応する「基本施策」、そして、本市の自殺の特徴から作成された「地域自殺実態プロファイル」に基づく「重点施策」を設定し、自殺者を低減するため各事業に取り組みました。一部の事業を除き、概ね予定どおり実施することができました。

また、庁内各部署・関係団体においては、「いのち支える相談窓口」として相談者の悩みに寄り添い、解決に向けて関係機関が連携する等、総合的な自殺対策の推進に向けて取り組みました。

■基本施策

基本方針	基本施策	取組状況
＜基本方針1＞ 生きることの包括的な支援として推進	（1）各世代ごとのニーズ把握を踏まえた全世代への包括的支援体制の構築	◆自殺の要因は世代によって異なることが多いことから、各人が抱える悩みやニーズを学齢期、青年期・成人期、高齢期で分類し、世代に応じた手法で状況の把握を行い（相談窓口やアンケート調査等）、関係部署・関係団体間で情報を共有するとともに、課題解決に向けたサポート体制を整えて支援を行いました。 【主な個別事業】 ○教育相談室「こころのまど」○適応指導教室「こころのひろば」○スクールカウンセラーの配置○いじめに関する調査研究の実施○健康相談・訪問事業○産後ケア事業○権利擁護業務○個別ケア会議の開催
	（2）自殺の社会的要因の把握と地域の実態把握及び情報共有	◆宮津市自殺対策推進協議会において、本市の自殺の状況・各施策の取組状況・地域の動向等について情報を共有し、自殺を防ぐために取り組むべき事業等についての検討を行いました。 【主な個別事業】 ○宮津市自殺対策推進協議会○宮津市自殺対策庁内連絡会議

	<p>(3) 自殺リスクの高い人の状況や要因を踏まえた効果的な対策の推進</p>	<p>◆精神疾患のある人やその家族、また、生活困窮に陥った人の課題解決のため、適切な専門窓口へ繋ぎ、サービスの利用を促すとともに、こころの健康が保てるよう継続的な相談支援を行いました。</p> <p>【主な個別事業】</p> <p>○精神保健医療福祉サービスによる支援 ○生活困窮者自立支援事業 ○こども家庭センターにおける相談業務</p>
<p><基本方針2> 関連施策との連携による総合的な対策の推進</p>	<p>(4) 地域福祉計画が上位計画とされた趣旨を踏まえた分野横断的な総合的対策の推進</p>	<p>◆「ささえあい 安全に安心して暮らせる 福祉のまち みやづ」を基本理念とする本市の地域福祉計画の下、福祉の各分野が横断的に連携して施策を展開し、自殺対策を効果的・効率的に進めました。</p> <p>【主な個別事業】</p> <p>○地域福祉活動の推進 ○障害者支援の推進 ○生活困窮者支援の推進 ○子ども・子育て支援の推進 ○高齢者支援の推進 ○健康づくりの推進</p>
<p><基本方針3> 地域住民や民間の団体との協働や地域のつながりを駆使した支援の推進</p>	<p>(5) 相談・支援体制の周知・充実と人材の育成</p>	<p>◆相談窓口を明確にするため、相談窓口一覧を作成・配布し、周知に努めました。</p> <p>◆各相談窓口においては、相談者に寄り添い、関係部署と連携した支援を行いました。</p> <p>◆自殺の危険性の高い人を早期発見・早期対応できる人材を育成するため、市職員及び福祉・教育関係団体の職員を対象にゲートキーパー養成研修を実施しました。</p> <p>◆悩みの背景にある社会的な課題への認識を深めるため、各団体において各種の研修会を実施しました。</p> <p>◆自殺未遂者や自死遺族に対する支援については、個人情報保護の観点から対象者を把握することができず、具体的な実施には至っていません。</p> <p>【主な個別事業】</p> <p>○自殺予防パンフレットの配布 ○街頭啓発による自殺予防・相談窓口の周知 ○市民困りごと相談 ○民生委員・児童委員による相談援助 ○福祉なんでも相談窓口（社会福祉協議会）</p>
	<p>(6) つながりを大切にしたい生き心地のよい地域社会とネットワークの構築</p>	<p>◆宮津市・各団体・地域住民が連携して総合的な自殺対策に取り組めるよう、人と人とのつながりを大切にしたい地域づくりに取り組みました。</p> <p>【主な個別事業】</p> <p>○民生委員・児童委員による地域活動支援 ○障害者自立支援協議会 ○青少年問題協議会 ○人権教育・啓発の推進 ○要保護児童対策地域協議会 ○地域包括支援センター ○みんなで支えあう丹後こころの支援ネットワーク</p>

<p><基本方針4> 実践と啓発を両輪として推進</p>	<p>(7) 心の健康づくりと啓発の周知</p>	<p>◆日々の生活における楽しみや生きがいづくりの場として各地域が実施するサロン活動や居場所づくり事業等への支援を行いました。</p> <p>◆自殺に対する正しい理解を促すとともに、悩みがある人の早期発見・早期支援のため、街頭啓発やゲートキーパー養成研修等を実施しました。</p> <p>◆困りごとを抱える人が一人で悩むことなく誰かに助けを求められるよう、世代ごとの相談員を担当窓口配置し、相談業務を行いました。</p> <p>【主な個別事業】 ○地域サロン活動○居場所づくり事業○健康相談○ケアマネジャーの配置○スクールソーシャルワーカーの配置</p>
----------------------------------------	--------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

■重点施策

重点施策	取組状況
<p>(1) 勤務問題対策</p>	<p>◆一人ひとりが意欲を持って働き、心身の健康や豊かさを実感しながら暮らせるよう、行政や地域の各団体が協働して勤務問題による自殺リスクの低減に向けた取組を実施しました。</p> <p>【主な個別事業】 ○ワーク・ライフ・バランス推進のため、働き方改革をテーマにした企業向け研修会等の実施 ○様々な労働問題について、弁護士や専門の司法書士による法律相談会の実施 ○専門相談員等による経営などの相談指導（宮津商工会議所） ○企業や事業所等へのメンタルヘルス研修に関する情報提供</p>
<p>(2) 生活困窮者、無職者、失業者対策</p>	<p>◆生活困窮者、無職者、失業状態にある方が抱える問題は、単に経済的な課題だけでなく複合的な課題の結果生じている場合が多いため、経済的な支援を行うだけでなく、生活面・こころの健康面も含めて生きること全般に対する包括的な支援を行いました。</p> <p>【主な個別事業】 ○生活困窮者自立相談支援事業「くらしの相談窓口」（宮津市社会福祉協議会）における相談業務 ○生活福祉資金貸付事業による経済的支援（宮津市社会福祉協議会） ○生活保護受給者の生活の自立に向けた支援 ○生活が不安定な世帯への「くらしの資金」の貸付事業 ○低所得者世帯への「支援給付金」の給付事業 ○コロナ禍における「特例緊急小口資金」の貸付事業及び償還支援（宮津市社会福祉協議会） ○食料・生活支援物資の配布（宮津市社会福祉協議会）</p>

<p>(3) 高齢者対策</p>	<p>◆高齢者は、身体・精神の健康状態、世帯構成の状況等から孤独・孤立に陥る可能性が高くなるため、行政・民間事業者・地域団体が連携し、高齢者の自立した生活を支えるための包括的な支援を行いました。</p> <p>【主な個別事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮津市地域包括支援センターを拠点とした高齢者の生活全般に係る支援の実施 ○地域住民及び宮津市社会福祉協議会・宮津市による生活支援体制整備事業の実施 ○高齢者の尊厳と生活を守る権利擁護業務による支援 ○民生委員・児童委員による日常的な見守り活動及び相談支援・専門機関へのつなぎ ○高齢者の閉じこもり予防・居場所づくりを目的として運営するサロン活動への支援
<p>(4) 青少年対策と子育て期の若い保護者への支援</p>	<p>◆青少年期は精神的に不安定になりがちであるため、スクールカウンセラーが心のケアを必要とする児童生徒に対してアセスメントの実施や保護者面談を行う等、学校と連携した支援を行いました。</p> <p>【主な個別事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○スクールカウンセラーによる児童生徒及び保護者への支援 ○不登校児童生徒支援として、宮津市教育支援センター教育相談室「こころのまど」、適応指導教室「こころのひろば」の開設 ○いじめに関する調査研究の実施 ○不登校児童生徒への校内フリースクールにおける学びの場の提供 ○みやづ子どもサポートセンター「ぼけっと」の開設 <p>◆全ての妊産婦・子育て世帯・子どもへの切れ目ない相談支援を行うため、「こども家庭センター」の保健師・子ども家庭支援員を中心に、関係機関が連携して支援を行いました。</p> <p>【主な個別事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「こども家庭センター」における包括的支援体制の構築 ○宮津市子育て支援センター「にっこりあ」での子ども・子育て家庭の交流促進事業や子育てに関する講習会の実施 ○企業や事業所ぐるみの子育て応援の推進（子育て応援事業所の認定など） ○ボランティア団体による子ども食堂の運営と相談業務

第4章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

誰ひとり自殺を考えない 生き心地のよいまち みやづ

一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰ひとり自殺を考えるとなく、全ての市民がいつまでも安心して生活ができる、生き心地のよいまち みやづの実現を目指します。

2 基本方針

「自殺は、その多くが防ぐことのできる社会的な問題」です。また、自殺対策は、生きることの包括的な支援を行うことであり、それは、生き心地のよい地域をつくることにつながるといわれています。

本市の自殺対策（生きる支援）を推進する上で、人と人とのつながり、さらには、地域社会とのつながりや支え合い、関わりを大切にしながら、点から線へ、線から面へとつながる自殺対策のセーフティネットとして、社会的な支援の手を差し伸べる体制をつくることが重要です。こうした考え方、また、国の自殺総合対策大綱、府の自殺対策推進計画を踏まえ、以下の5項目を本市の自殺対策の基本方針とします。

基本方針1 – 生きることの包括的な支援の推進 –

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。

そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺防止や遺族支援といった自殺対策に加え、「生きる支援」に関する地域のあらゆる取組を総動員して、まさに「生きることの包括的な支援」として本計画に定める施策を推進します。

基本方針2 – 関連施策との連携による総合的な対策の推進 –

自殺を防ぎ、安心して生きられるようにしていくためには、精神保健的な視点だけでなく、福祉分野を中心として社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。また、このような取組を包括的に実施するためには、様々な分野の関係者がそれぞれ自殺対策の一翼を担っているという自覚のもと、密接に連携して総合的に対策を推進します。

基本方針3 – 地域住民や民間の団体との協働や

地域のつながりを駆使した支援の推進 –

「誰ひとり自殺を考えない社会」を実現するためには、本市だけではなく、国、府、近隣自治体、関係団体、民間企業、そして市民一人ひとりが連携・協働して地域を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。また、家族や地域社会との関わりを深め、人と人とのコミュニケーションを育む中で、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、専門家につなぎ、見守っていただけるような環境を構築します。

基本方針4 – 実践と啓発を両輪として推進 –

自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であることから、そうした危機に陥らないよう日々の生活など、普段から心の健康づくりを実践できる機会が重要です。一方で、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現実もあることから、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、誰かに援助を求めることが最善の方策であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行います。

基本方針5 – 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮 –

本市をはじめ、関係機関・団体等の自殺対策に関わる者は、自殺対策基本法第9条において、自殺者及び自殺未遂者並びにその家族・親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないようにしなければならないと定められていることを踏まえ、このことを認識して自殺対策に取り組みます。

3 施策体系

国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」において、すべての市町村が共通して取り組むことが望ましいとされている「基本施策」に基づき、本市における自殺の課題を整理した上で、5つの基本施策に関連施策を位置付けるとともに、本市のこれまでの自殺の特徴及び自殺対策を進める上で重要な視点を重点分野に置き、施策体系を構成します。また、個別事業（取組）は本市や関係団体等における実施事業や新規事業を自殺対策と連携・推進するために各施策ごとに分類しています。

基本施策	関連施策	主な個別事業（取組）
(1) 地域の実態把握とネットワークの強化	①自殺に関する実態把握	・宮津市自殺対策推進協議会
	②地域におけるネットワークの強化	・地域福祉活動の推進 ・みんなで支えあう丹後こころの支援ネットワーク
(2) 自殺対策を支える人材の育成	①自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組	・職員の意識向上 ・ゲートキーパー養成研修会
(3) 住民への啓発と周知	①市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組	・いのち支える相談窓口【相談支援体制の充実等】 ・情報発信・街頭啓発
(4) 生きることの促進要因への支援	①心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進	・精神保健医療福祉サービス ・こころの健康に関する支援 ・LINE相談の周知
	②社会全体の自殺リスクを低下させる取組	・生活困窮者自立支援事業 ・性的マイノリティ（LGBTQ+）対策 ・多様な人々の繋がりによる子育て機運の醸成
	③自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組	・自殺未遂者への相談支援 ・市役所における相談支援の充実
	④遺された人への支援を充実する取組	・自死遺族への支援 ・民生委員・児童委員による相談援助
	⑤勤務・経営の対策を推進する取組	・ワーク・ライフ・バランスの推進 ・事業主・中間管理職・労働者に対するメンタルヘルス対策 ・労働相談事業
	⑥女性への支援を推進する取組	・産婦健康診査事業（産後うつ対応事業） ・困難な問題を抱える女性への支援
(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	①子ども・若者への支援を推進する取組	・ヤングケアラー支援 ・子ども第三の居場所づくり事業 ・いじめ防止対策の推進 ・こども家庭センターの運営
重点分野	○勤務問題対策 ○高齢者対策 ○生活困窮者・無職者・失業者対策 ○女性対策 ○子ども・若者対策	

4 基本施策

(1) 地域の実態把握とネットワークの強化

自殺の背景には、様々な社会的要因が複雑に絡み合っているため、自殺対策には様々な視点を含む包括的な取組が重要です。市役所内はもとより、市内の関係機関等が連携し、現状、課題等を明らかにしながら、自殺対策を効果的に推進します。

①自殺に関する実態把握

取組	内容	担当課・団体
宮津市自殺対策推進協議会	各関係団体で構成する宮津市自殺対策推進協議会を開催し、社会的要因を含む自殺の原因・背景、自殺に至る経過など自殺の現状を共有するとともに、今後の自殺対策に向けたあり方等について協議・検討します。	社会福祉課
宮津市自殺対策庁内連絡会議	地域の自殺実態を統計的に分析し、地域の実情に応じた対策を企画・立案、実施できる体制を整備します。	社会福祉課

②地域におけるネットワークの強化

取組	内容	担当課・団体
要保護児童への支援体制の充実	要保護児童対策地域協議会により関係機関（保育所、幼稚園、学校、医師会、民生委員・児童委員、弁護士、京都府、警察、法務局、消防等）との連携を強化し、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応を図ります。	子ども未来課
子ども第三の居場所づくり事業	生活や学習等の環境に課題や困難を抱える子どもや不登校（不登校傾向）にある子どもを対象に、放課後等に安心して過ごすことのできる居場所「子どもサポートセンター“ほけっと”」を提供し、将来の自立につながる力を身に付けることができるよう支援します。	学校教育課
児童生徒の居場所づくり	教育相談室「こころのまど」を開設するとともに、適応指導教室「こころのひろば」にスクールカウンセラー等の専門スタッフを配置し、不登校となっている児童生徒が学校生活へ復帰等できるよう支援します。また、不登校生徒の新たな学びの場として、中学校内に「フリースクール」を設置し、学習等のサポートを行います。 地域では、小学生が放課後や土曜日に安全・安心な場所で学習・遊び・異世代交流などを体験できる居場所として「放課後子ども教室」を実施します。	学校教育課 社会教育課
いじめ防止対策の推進	宮津市いじめ問題対策連絡会議や宮津市いじめ防止対策推進委員会等を組織し、いじめ防止等のための連携・対応を行います。 また、重大事態が発生した場合は宮津市いじめ調査委員会において、調査・審議を行います。	学校教育課 市民環境課

こども家庭センターの運営	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から専門的な相談対応まで、支援体制の充実を図るとともに、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報提供を充実します。 母子保健及び育児に関する総合支援窓口において、保健師が相談に応じます。また、母子手帳交付時の面接、乳幼児健診等を通じて支援が必要な母子を早期に把握し、電話や訪問により、育児不安を取り除けるようアドバイス等を行います。	子ども未来課 健康・介護課
認知症サポーター養成の推進	各地域、団体、職場や小・中学校等において「認知症サポーター養成講座」を開催し、認知症の人の地域での見守り等の意識の向上を図ります。	健康・介護課
地域福祉活動の推進	宮津市社会福祉協議会と連携し、だれもが住み慣れた地域で、いつまでも安心して生きがいを持って生活していくため、地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進します。	社会福祉課
子ども・子育て支援の推進	「みんなで育み みんなが育まれるまち みやづ」を基本理念とし、子育てを地域全体で支えることができるよう、切れ目のない子育て支援と多様な人々の繋がりが生まれる「子育てにやさしいまち」の実現を目指します。	子ども未来課
高齢者支援の推進	だれもが住み慣れた地域で、いつまでも健康でいきいきと生活し、その人らしく幸せに暮らせるよう、みんなで支え合う地域共生社会を実現するため、「みんながもにつながり支え合い 高齢者も幸せに暮らせるまち みやづ」を基本理念とした高齢者福祉の施策を推進します。	健康・介護課
障害者支援の推進	障害のある人もない人も、等しく基本的人権を享受するかけがえのない個人として尊重され、それぞれの役割と責任を持って、共に社会の一員として社会活動に参加し、「障害のある人もない人も ともに生き生きと暮らすまち みやづ」を基本理念とした障害者福祉の施策を推進します。また、障害者自立支援協議会として宮津市障害者自立支援ネットワーク会議を開催し、関係機関の連携の下、障害のある人の地域生活における課題の把握や対応策を検討、解決に向けた事業を実施します。	社会福祉課
健康づくりの推進	運動の習慣化、食生活の改善、病気の予防・早期発見の推進など、幅広い視点から市民の健康づくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。	健康・介護課
民生委員・児童委員及び協力者の活動	地域住民の最も身近な相談相手である民生委員・児童委員、協力者の地域における活動が確立されるよう支援します。	社会福祉課
宮津市障害者自立支援ネットワーク会議	宮津市内の障害児・者の福祉について、医療・保健・福祉・教育及び就労等に関係する機関とのネットワークを構築し、障害児・者の自立を支援します。	社会福祉課
宮津市青少年問題協議会	次代を担う青少年が社会的に自立し、豊かな人間性や社会性を育むために各種事業及び啓発活動を推進します。	社会教育課
みんなで支えあう丹後こころの支援ネットワーク	丹後2市2町で構成する“みんなで支えあう丹後こころの支援ネットワーク”の共同事業や啓発活動など、自殺予防に資する活動に参画し、地域を挙げて自殺対策を総合的に推進します。	社会福祉課 京都府丹後保健所

(2) 自殺対策を支える人材の育成

ハイリスクに至る前の早期対応を図るため、悩みを抱える人に気付き、声をかけ、必要に応じて専門の相談窓口につなぎ、見守る「ゲートキーパー」の育成を推進します。

①自殺対策に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図る取組

取組	内容	担当課・団体
職員の意識向上	市職員は市民からのあらゆる相談窓口にもなります。宮津市役所の各セクションが連携し、包括的・全庁的に自殺対策が進められるよう、市職員に対し必要な研修を実施します。	総務課 社会福祉課
ゲートキーパー養成研修会	市職員や民生委員・児童委員などを対象に、こころの健康の理解を深め、周りの人の異変に気づくこと、気づいた場合に適切に行動すること、必要時に適切な相談機関につなぐこと等ができるよう、ゲートキーパーを養成します。	社会福祉課 総務課
ゲートキーパー関連研修会 (出前講座)	希望する団体・企業等に対して、ゲートキーパーに関する講座を行うことで、自殺に関する基礎知識の普及を図ります。	京都府丹後保健所

(3) 住民への啓発と周知

自殺に対する理解を深めるとともに、各相談窓口やメンタルヘルスに関する啓発をイベントやSNSなどの様々な方法で行い、悩みを抱えた人が適切な支援につながるよう市民への周知を行う取り組みを進めます。

①市民一人ひとりの気づきと見守りを促す取組

取組	内容	担当課・団体
いのち支える相談窓口 【相談支援体制の充実等】	日々の様々な生活の場面において、悩んだり、困ったときは、一人で悩まず『～いのち支える～相談窓口』までご連絡ください。	『～いのち支える～相談窓口一覧』相談機関名をご覧ください
自殺予防パンフレット作成・配布	自殺予防のため、「市民一人ひとりが自殺予防の主役となる意義やその必要性」、また、自殺の危機に遭遇した場合、「一人で悩みを抱えず、遠慮せず誰かに助けを求めろ」自殺予防パンフレットを作成します。また一人でも多くの住民が自殺予防に対する意識の醸成が図られるよう様々な機会を通じて配布し、啓発を図ります。	社会福祉課
情報発信・街頭啓発	自殺予防週間・自殺対策強化月間において、関係機関窓口や街頭での啓発活動を行い、自殺予防を呼びかけます。また、日頃から相談窓口について発信すると共に、自殺予防に係る情報を提供します。	社会福祉課 京都府丹後保健所
ゲートキーパー養成研修会 (再掲)	市職員や民生委員・児童委員などを対象に、こころの健康の理解を深め、周りの人の異変に気づくこと、気づいた場合に適切に行動すること、必要時に適切な相談機関につなぐこと等ができるよう、ゲートキーパーを養成します。	社会福祉課 総務課

(4) 生きることの促進要因への支援

悩みを抱える人の様々なニーズに対応できるよう各相談窓口を設置するとともに、悩みを抱える人の相談を受け止め、適切な支援につなぐことができる体制づくりを行います。

①心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりの推進

取組	内容	担当課・団体
精神保健医療福祉サービス	うつ傾向やその他精神疾患の可能性のある人などを対象として、市と関係機関が連携し、相談・訪問などを行い、必要に応じて精神保健医療福祉サービスを利用できるよう支援します。	社会福祉課
こころの健康に関する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・グループワークの実施などにより、精神障害のある人の社会参加の機会を確保していきます。 ・精神障害のある人が地域で生活するために、医療、保健、福祉の関係機関が連携し、家庭訪問を実施するなど、互いに支え合う環境づくりを進めます。 ・精神障害のある人やその家族にとって、身近に相談できる窓口として精神障害者相談員を設置し、支援にあたります。 	社会福祉課
ほっこりスペース無相堂への支援	孤立した人や悩んでいる人が住み慣れた地域の中で気軽に悩みを語れる、こころの癒し（ほっこり）を提供する居場所「ほっこりスペース無相堂」の活動を支援します。	社会福祉課 京都府丹後保健所
民生委員・児童委員による相談援助	民生委員・児童委員は、高齢者、障害のある人や介護家族等を見守るネットワークの中心的な役割を担っています。地域住民の最も身近な相談相手であり、相談、助言などの援助を行います。	社会福祉課
市役所（ミップルビル内）における相談支援の充実	自殺予防対策の総合窓口、こども家庭センター、こころの健康相談窓口、直営の地域包括支援センター、障害者生活支援センター、宮津市教育支援センター（こころのまど）など、福祉・教育分野の相談支援窓口の連携強化と併せ、適切な支援体制の充実を図ります。	社会福祉課 子ども未来課 健康・介護課 学校教育課
ひとり親家庭に対する相談体制の充実	母子・父子自立支援員による相談等、関係機関の相談・支援体制の充実を図ります。	子ども未来課
障害児相談支援事業	児童発達支援センター「すずらん」等において、療育やサービスの利用にかかる保護者等の相談、助言等を行います。	社会福祉課
保育所の子育て相談機能	未就園児の親子を対象として、「親子の広場」や「子育てサポートセンター」等、各保育所で子育て相談等を実施します。	子ども未来課
市民困りごと相談	差別や虐待、いじめ等人権上の悩みに人権擁護委員が相談に応じます。	市民環境課
オレンジカフェ推進事業の充実	閉じこもり高齢者や軽度認知症高齢者及びその家族などを対象として、専門職等の指導による認知症予防の取組を継続的に実施するとともに、参加者同士が交流しあう場を増やすなどの取組を推進します。	健康・介護課

こども家庭センターの運営 (再掲)	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から専門的な相談対応まで、支援体制の充実を図るとともに、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報提供を充実します。 母子保健及び育児に関する総合支援窓口において、保健師が相談に応じます。また、母子手帳交付時の面接、乳幼児健診等を通じて支援が必要な母子を早期に把握し、電話や訪問により、育児不安を取り除けるようアドバイス等を行います。	子ども未来課 健康・介護課
ボランティアの育成・支援	市民の日常生活におけるちょっとした困りごとや、既存サービスの間で対応できる住民参加型の在宅福祉サービス「暮らしのかけ橋」事業を支援します。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
グループ・サークル活動等の 育成支援	住民の自主的な学習・文化活動の活性化のため、グループ・サークル活動の育成を図るとともに、子育てグループや老人クラブなどの活動を支援します。また、学習や文化活動をより楽しく充実できるよう、その成果を発表する機会の創出に努めます。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
地域ささえあいセンターの管理・運営	市の委託を受け、生活、健康等の相談をはじめ、健康増進、教養文化の向上、憩いの場として、生きがい・仲間づくりのクラブ活動等を実施する地域ささえあいセンターの管理・運営を行います。	宮津市社会福祉協議会
高齢者のボランティア活動の 促進	高齢者が豊かな経験と知識を社会に還元するため、高齢者が参加しやすいボランティア講座の開催等を推進するとともに、地域の方との交流や気軽にボランティア体験ができる機会の提供に努めます。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
老人クラブへの活動支援	地域の老人クラブの自主的な学習・文化活動の活性化のための活動を支援します。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
敬老会事業等の支援	地域の75歳以上の高齢者が集う地域の敬老会など高齢者相互の交流のほか、多世代交流事業や社会参加促進を目指したスキルアップ事業を支援します。	社会福祉課
公民館活動等の推進	公民館活動等を通じ、住民相互のつながりや交流を図るとともに、住民ニーズや現代的課題などに関する学習活動を推進します。	社会教育課
宮津市すこやか大学の運営	高齢者が主体的に学習し、仲間との交流を深め、自己の充実を図るため、宮津市すこやか大学を開講し、各種講座を開催します。	社会教育課
家庭の教育力の向上	PTA活動や図書館事業を通じた家庭教育事業に取り組むとともに、子育て支援センター等を活用し、保護者に対する学習活動に取り組みます。	社会教育課
障害者教育の推進	障害者が主体的に学習し、仲間との交流を深めるために、障害者教育の機会を提供します。(青年学級、視覚・聴覚障害者教室)	社会教育課
障害児療育の充実	障害のある子どもの社会的な自立や発達を促すため、障害児通所支援事業や日中一時支援事業等、身近な地域で支援を受けられる体制を充実します。	社会福祉課
地域活動等担い手・育成支援 事業	高齢者が介護予防や健康づくりに主体的に関わり、就労やボランティア等を通じて、地域活動等の担い手として積極的に参加できるよう支援します。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会

地域サロン活動	身近にある集会所等において、在宅の高齢者、障害のある人、地域住民を対象に、見守りや介護予防などを目的としたサロン活動を支援します。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
居場所づくり事業	地域住民等が気軽に集えるカフェの実施や、ひきこもり、障害等の理由でなかなか就労できない、子どもの勉強場所がない等、課題の解消に向けた居場所づくり事業を支援します。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
LINE相談の周知	こども家庭庁が実施する「親子のための相談LINE」など、対面では相談が難しい方への相談窓口を周知します。様々な不安や悩みを抱える方が追い詰められたり、孤立しないよう支援します。	子ども未来課

②社会全体の自殺リスクを低下させる取組

取組	内容	担当課・団体
ゲートキーパー養成研修会（再掲）	市職員や民生委員・児童委員などを対象に、こころの健康の理解を深め、周りの人の異変に気づくこと、気づいた場合に適切に行動すること、必要時に適切な相談機関につなぐこと等ができるよう、ゲートキーパーを養成します。	社会福祉課 総務課
消費者行政活性化事業	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなどの受付、対応を行う宮津与謝消費生活センターを宮津与謝1市2町で開設し、消費生活に関する相談対応や、啓発活動を行います。	商工観光課
産婦健康診査事業（産後うつ対応事業）	産後間もない時期に医療機関等で行う産婦健診について市で助成します。精神的に最も不安定になりやすい時期にエンジンバラ産後うつ病質問票を用いて、健診を行うことで医療機関と連携し、必要時、産後ケア事業などの適切な支援につなぎます。	健康・介護課
病気の予防・早期発見の推進	病気を早期に発見するため、健康診査及び各種がん検診など受診勧奨等を充実し、事後指導が必要な方への保健指導を行います。	健康・介護課
ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭に対して、援助を受けたい人と援助を行いたい人との会員登録による育児の手助けを行います。	子ども未来課
養護老人ホームへの入所措置	65歳以上で経済的理由等により自宅での生活が困難な高齢者への入所手続きを行います。	社会福祉課
地域サロン活動（再掲）	身近にある集会所等において、在宅の高齢者、障害のある人、地域住民を対象に、見守りや介護予防などを目的としたサロン活動を支援します。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
自殺予防パンフレット作成・配布（再掲）	自殺予防のため、「市民一人ひとりが自殺予防の主役となる意義やその必要性」、また、自殺の危機に遭遇した場合、「一人で悩みを抱えず、遠慮せず誰かに助けを求める」自殺予防パンフレットを作成します。また一人でも多くの住民が自殺予防に対する意識の醸成が図られるよう様々な機会を通じて配布し、啓発を図ります。	社会福祉課
人権教育・啓発の推進	同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、性的マイノリティ（LGBTQ+）等様々な人権問題について、人権教育・啓発の取組を進めます。	市民環境課 社会教育課

生活困窮者自立支援事業	自立相談支援事業	経済的に困窮し、複合的な課題を持つ方からの生活や就労などに関する相談を広く受け止め、就労その他の自立に向けた支援を行います。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
	住宅確保給付金	離職等により住居を失った又は失う恐れがある方に対し、就労活動等を要件として一定期間の家賃を支給するとともに、就労に向けた支援を行います。	社会福祉課
	居住支援事業	住居のない生活困窮者に一時的に宿泊場所等を提供します。	社会福祉課
	就労準備支援事業	直ちに就労が困難な生活困窮者を対象に、生活習慣の改善や一般就労に向けた就労体験の提供など社会人としての基礎能力の形成を支援します。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
生活保護事務	生活・教育・住宅・医療・介護・出産・生業・葬祭に対する扶助や就労、進学等に対する給付を行います。	社会福祉課	
高校生を対象とした給付型奨学金	義務教育段階の就学援助制度に続く切れ目のない支援として、経済的支援が必要な生徒に奨学金を支給します。 ①高校生給付型奨学金 ②奨学のための給付金 [高校生等奨学給付金]	①京都府丹後保健所 ②在学高等学校・京都府	
児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	子育て家庭の経済的負担の軽減に努め、子どもの福祉の増進を図ることを目的に手当を支給します。	子ども未来課 社会福祉課	
ひとり親家庭等に対する就労支援	ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業及び高等技能訓練促進給付金事業を継続し、事業の啓発、就労支援に努めます。	子ども未来課	
ひとり親家庭医療費支給事業	満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童及びひとり親等の医療費を所得状況に応じて支給します。	子ども未来課	
重度心身障害児者医療費支給事業	75歳未満の重度心身障害児者が必要とする医療費を所得状況に応じて支給します。	社会福祉課	
重度心身障害老人健康管理費支給事業	障害のある高齢者に係る医療費を所得状況に応じて支給します。	社会福祉課	
子どもの貧困対策	子ども食堂への支援を通じて、経済的に困難な家庭の子どもと保護者の孤立を防止し、経済的負担を軽減します。	子ども未来課	
就学児童援助事業 就学生徒援助事業	就学困難な児童生徒や特別支援教育を受ける児童生徒の保護者の経済的負担を軽減します。	学校教育課	
包括的支援事業の推進	住み慣れた地域でいつまでも暮らすことができるよう、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」を地域で一体的に提供する地域包括ケアシステムを推進します。	健康・介護課	
包括的・継続的ケアマネジメント	地域包括支援ネットワークの構築や介護支援専門員への支援を行うとともに、支援困難事例などへの指導・助言等を実施します。	健康・介護課	
生活支援体制整備事業	高齢者の生活支援を担う事業主体との連携や、多様な日常生活上の支援体制を整備、充実するほか、高齢者の地域での生活を支える基盤づくりを推進します。	健康・介護課	

介護予防ケアマネジメント業務	元気な高齢者の一般介護予防や要支援1、2及び事業対象者の重度化防止、自立支援に向けたケアマネジメントを実施します。	健康・介護課
権利擁護業務	高齢者虐待・障害者虐待への対応等、高齢者及び障害者の権利擁護にかかわる相談や支援、成年後見制度利用に向けた情報提供や相談・支援を行い利用を促進します。	健康・介護課 社会福祉課
認知症総合支援事業	認知症に対する正しい理解の普及・啓発や認知症の予防、早期発見・早期対応、認知症の人とその家族への支援、認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりに向けた取組を推進します。	健康・介護課
高齢者の安全の確保	高齢者の安否確認や異変の早期発見のため、事業所等を対象とした研修を実施するなど、宮津市高齢者等見守りネットワークを充実します。また、行方不明になる危険のある方には事前登録をお願いし、SOS（徘徊）ネットワーク参画事業者等への早期の情報提供体制を構築するとともに、声かけや発見時の対応力等の向上を図ります。	社会福祉課 健康・介護課
在宅医療・介護連携事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、自宅等の住み慣れた場所で自分らしい生活を続けることができるよう在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進します。	健康・介護課
子ども第三の居場所づくり事業（再掲）	生活や学習等の環境に課題や困難を抱える子どもや不登校（不登校傾向）にある子どもを対象に、放課後等に安心して過ごすことのできる居場所「子どもサポートセンター“ほけっと”」を提供し、将来の自立につながる力を身に付けることができるよう支援します。	学校教育課
児童生徒の居場所づくり（再掲）	教育相談室「こころのまど」を開設するとともに、適応指導教室「こころのひろば」にスクールカウンセラー等の専門スタッフを配置し、不登校となっている児童生徒が学校生活へ復帰等できるよう支援します。また、不登校生徒の新たな学びの場として、中学校内に「フリースクール」を設置し、学習等のサポートを行います。 地域では、小学生が放課後や土曜日に安全・安心な場所で学習・遊び・異世代交流などを体験できる居場所として「放課後子ども教室」を実施します。	学校教育課 社会教育課
いじめ防止対策の推進（再掲）	宮津市いじめ問題対策連絡会議や宮津市いじめ防止対策推進委員会等を組織し、いじめ防止等のための連携・対応を行います。 また、重大事態が発生した場合は宮津市いじめ調査委員会において、調査・審議を行います。	学校教育課 市民環境課
子育て支援センターの充実（地域子育て支援拠点事業）	子育て支援センター「にっこりあ」における保護者等の交流促進、子育て相談、託児サービスの実施により、利用者の多様なニーズに沿った子育て支援事業を充実します。	子ども未来課
子育て総合情報の充実	子育てに関するガイドブックの発行や、若い世代が利用しやすいSNS等による発信など、総合的な子育て情報の提供に努めます。	子ども未来課
更生保護サポートセンター	罪を犯した人及び非行少年の立ち直りや社会復帰について、保護司が相談に応じます。	宮津与謝地区保護司会
健康相談・訪問事業	40歳以上の市民を対象に健康相談日を設け、健康に関する相談に対応します。また、各地区公民館等において、心身の健康に関する相談に対応するほか、保健指導が必要な方に保健師等が訪問して、必要な指導を行い心身機能の低下防止と健康増進を図ります。	健康・介護課

福祉なんでも相談窓口	生活困窮者自立支援、福祉サービス利用援助、生活福祉資金貸付など福祉に関する相談窓口を設置し、相談者に寄り添う支援を行います。	宮津市社会福祉協議会
高齢者総合相談支援業務	地域における関係者とのネットワークを構築するとともに、高齢者の心身の状況や生活の実態など必要な支援等を幅広く把握し、相談を受け、地域における適切な保健・医療・福祉サービス機関又は制度につなげる等の支援を行います。	健康・介護課
居場所づくり事業（再掲）	地域住民等が気軽に集えるカフェの実施や、ひきこもり、障害等の理由でなかなか就労できない、子どもの勉強場所がない等、課題の解消に向けた居場所づくり事業を支援します。	社会福祉課 宮津市社会福祉協議会
性的マイノリティ（LGBTQ+）対策（教育・啓発等）	性的マイノリティ（LGBTQ+）の理解と認識を広げるための教育・啓発を推進します。	市民環境課
DV防止対策・被害者支援	DV未然防止に向け、意識啓発を進めるとともに、職員のスキルアップに取り組みます。 また、DV事例が発生した際には迅速に対応し、警察や家庭支援総合センター等と連携し、被害者の安全に万全を期します。	市民環境課
多様な人々の繋がりによる子育て機運の醸成	子育て応援イベントの開催など、多様な人々の繋がりによる「まち全体での子育て」に向けた機運醸成を図るとともに、子育て応援事業所をはじめとする地域ぐるみで子育て家庭を支えるまちづくりに取り組みます。	子ども未来課

③自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ取組

取組	内容	担当課・団体
自殺未遂者への相談支援	救急医療機関、保健所等と連携し、自殺未遂者に対する支援情報の提供及び相談支援等を行います。	社会福祉課
いのち支える相談窓口【相談支援体制の充実】（再掲）	日々の様々な生活の場面において、悩んだり、困ったときは、一人で悩まず『いのち支える～相談窓口』までご連絡ください。	『～いのち支える～相談窓口一覧』相談機関名をご覧ください
精神保健医療福祉サービス（再掲）	うつ傾向やその他精神疾患の可能性のある人などを対象として、市と関係機関が連携し、相談・訪問などを行い、必要に応じて精神保健医療福祉サービスを利用できるよう支援します。	社会福祉課
こころの健康に関する支援（再掲）	・グループワークの実施などにより、精神障害のある人の社会参加の機会を確保していきます。 ・精神障害のある人が地域で生活するために、医療、保健、福祉の関係機関が連携し、家庭訪問を実施するなど、互いに支え合う環境づくりを進めます。 ・精神障害のある人やその家族にとって、身近に相談できる窓口として精神障害者相談員を設置し、支援にあたります。	社会福祉課
市役所（ミップルビル内）における相談支援の充実（再掲）	自殺予防対策の総合窓口、こども家庭センター、こころの健康相談窓口、直営の地域包括支援センター、障害者生活支援センター、宮津市教育支援センター（こころのまど）など、福祉・教育分野の相談支援窓口の連携強化と併せ、適切な支援体制の充実を図ります。	社会福祉課 子ども未来課 健康・介護課 学校教育課

④遺された人への支援を充実する取組

取組	内容	担当課・団体
自死遺族への支援	自死遺族への支援を行うため、地域自殺対策推進センター等と連携し、適切な情報提供や必要な支援を行います。	社会福祉課
民生委員・児童委員による相談援助（再掲）	民生委員・児童委員は、高齢者、障害のある人や介護家族等を見守るネットワークの中心的な役割を担っています。地域住民の最も身近な相談相手であり、相談、助言などの援助を行います。	社会福祉課
市役所（ミップルビル内）における相談支援の充実（再掲）	自殺予防対策の総合窓口、こども家庭センター、こころの健康相談窓口、直営の地域包括支援センター、障害者生活支援センター、宮津市教育支援センター（こころのまど）など、福祉・教育分野の相談支援窓口の連携強化と併せ、適切な支援体制の充実を図ります。	社会福祉課 子ども未来課 健康・介護課 学校教育課

⑤勤務・経営の対策を推進する取組

取組	内容	担当課・団体
ワーク・ライフ・バランスの推進	企業・事業所におけるワーク・ライフ・バランスの改善に向け、育児・介護休業制度の充実や男性の育児休業取得促進、仕事と家庭の両立がしやすい企業文化の普及など、関係機関と連携して啓発を行います。	商工観光課 市民環境課 子ども未来課
事業主・中間管理職・労働者に対するメンタルヘルス対策（研修等）	業務における心身の疲労やストレスによる精神疾患の発生を予防するため、セミナー等の実施に取り組みます。	商工観光課
職場におけるハラスメント対策（啓発等）	市内企業に対してパワー・ハラスメントやセクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメントなどの防止と予防に向けた啓発を行うとともに、関係機関とも連携し、相談や被害者への適切な支援を行います。	商工観光課 市民環境課
企業人権教育の推進	関係する企業・団体と連携し、企業内の人権教育・啓発を推進するとともに、よりよい人権尊重社会の実現のため、研修会や啓発活動を行います。	社会教育課
労働相談事業	さまざまな労働に関する相談を専門の司法書士が無料相談にて対応します。相談の内容により、専門の司法書士の面接相談又は事件受託に移行したり、国や他の労働に関する機関を紹介することにより相談者の問題解決の方法についての助言を行います。	京都司法書士会
経営相談	専門相談員等による経営などの相談指導、関係機関との連携、情報提供を行い、経営全般に関する問題に対し、経営者や家族、後継者に対し幅広い問題に関する相談を行います。	宮津商工会議所
健康相談・訪問事業（再掲）	40歳以上の市民の方を対象に健康相談日を設け、健康に関する相談に対応します。また、各地区公民館等において、心身の健康に関する相談に対応するほか、保健指導が必要な方に保健師等が訪問して、必要な指導を行い心身機能の低下防止と健康増進を図ります。	健康・介護課

⑥女性への支援を推進する取組

取組	内容	担当課・団体
産婦健康診査事業（産後うつ対応事業）（再掲）	産後間もない時期に医療機関等で行う産婦健診について市で助成します。精神的に最も不安定になりやすい時期にエジンバラ産後うつ病質問票を用いて、健診を行うことで医療機関と連携し、必要時、産後ケア事業などの適切な支援につなぎます。	健康・介護課
困難な問題を抱える女性への支援	日々の生活において、生きづらさや困難な問題を抱える女性への相談対応や、課題解決に向けた専門機関との連携による支援を行います。	市民環境課
DV防止対策・被害者支援（再掲）	DV未然防止に向け、意識啓発を進めるとともに、職員のスキルアップに取り組みます。 また、DV事例が発生した際には迅速に対応し、警察や家庭支援総合センター等と連携し、被害者の安全に万全を期します。	市民環境課
こども家庭センターの運営（再掲）	子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から専門的な相談対応まで、支援体制の充実を図るとともに、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報提供を充実します。 母子保健及び育児に関する総合支援窓口において、保健師が相談に応じます。また、母子手帳交付時の面接、乳幼児健診等を通じて支援が必要な母子を早期に把握し、電話や訪問により、育児不安を取り除けるようアドバイス等を行います。	子ども未来課 健康・介護課
健康相談・訪問事業（再掲）	40歳以上の市民の方を対象に健康相談日を設け、健康に関する相談に対応します。また、各地区公民館等において、心身の健康に関する相談に対応するほか、保健指導が必要な方に保健師等が訪問して、必要な指導を行い心身機能の低下防止と健康増進を図ります。	健康・介護課

(5) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

自殺総合対策大綱では、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」ことが重点施策の一つとして示されており、SOSの出し方に関する教育などの必要性が明記されています。本市においても、学校や地域、関係機関と連携し、子どもが自身の抱えている悩みを誰かに相談できるような支援を行います。

①子ども・若者への支援を推進する取組

取組	内容	担当課・団体
ヤングケアラー支援	ヤングケアラーの調査・対象者の把握を行い、ケアを必要とする方が適切なサービスを受けられるよう、福祉・保健・介護・医療・教育等の関係機関が連携し、子どもや若者・家族を包括的に支援します。	子ども未来課 学校教育課
放課後児童クラブ	保護者が就労等により日中不在となる家庭の小学生に対し、放課後や学校休業日に安心して過ごす居場所を提供します。	子ども未来課
子ども第三の居場所づくり事業（再掲）	生活や学習等の環境に課題や困難を抱える子どもや不登校（不登校傾向）にある子どもを対象に、放課後等に安心して過ごすことのできる居場所「子どもサポートセンター“ほけっと”」を提供し、将来の自立につながる力を身に付けることができるよう支援します。	学校教育課
児童生徒の居場所づくり（再掲）	教育相談室「こころのまど」を開設するとともに、適応指導教室「こころのひろば」にスクールカウンセラー等の専門スタッフを配置し、不登校となっている児童生徒が学校生活へ復帰等できるよう支援します。また、不登校生徒の新たな学びの場として、中学校内に「フリースクール」を設置し、学習等のサポートを行います。 地域では、小学生が放課後や土曜日に安全・安心な場所で学習・遊び・異世代交流などを体験できる居場所として「放課後子ども教室」を実施します。	学校教育課 社会教育課
LINE相談の周知（再掲）	こども家庭庁が実施する「親子のための相談LINE」など、対面では相談が難しい方への相談窓口を周知します。様々な不安や悩みを抱える方が追い詰められたり、孤立しないよう支援します。	子ども未来課
要保護児童への支援体制の充実（再掲）	要保護児童対策地域協議会により関係機関（保育所、幼稚園、学校、医師会、民生委員・児童委員、弁護士、京都府、警察、法務局、消防等）との連携を強化し、個々のケースに応じて迅速かつ適切な対応を図ります。	子ども未来課
いじめ防止対策の推進（再掲）	宮津市いじめ問題対策連絡会議や宮津市いじめ防止対策推進委員会等を組織し、いじめ防止等のための連携・対応を行います。 また、重大事態が発生した場合は宮津市いじめ調査委員会において、調査・審議を行います。	学校教育課 市民環境課

<p>子育て支援センターの充実 (地域子育て支援拠点事業) (再掲)</p>	<p>子育て支援センター「にっこりあ」における保護者等の交流促進、子育て相談、託児サービスの実施により、利用者の多様なニーズに沿った子育て支援事業を充実します。</p>	<p>子ども未来課</p>
<p>こども家庭センターの運営 (再掲)</p>	<p>子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から専門的な相談対応まで、支援体制の充実を図るとともに、さまざまな媒体の活用を通じて子育てに関する情報提供を充実します。 母子保健及び育児に関する総合支援窓口において、保健師が相談に応じます。また、母子手帳交付時の面接、乳幼児健診等を通じて支援が必要な母子を早期に把握し、電話や訪問により、育児不安を取り除けるようアドバイス等を行います。</p>	<p>子ども未来課 健康・介護課</p>

第5章 計画の推進体制

1 自殺対策における連携・ネットワークの強化

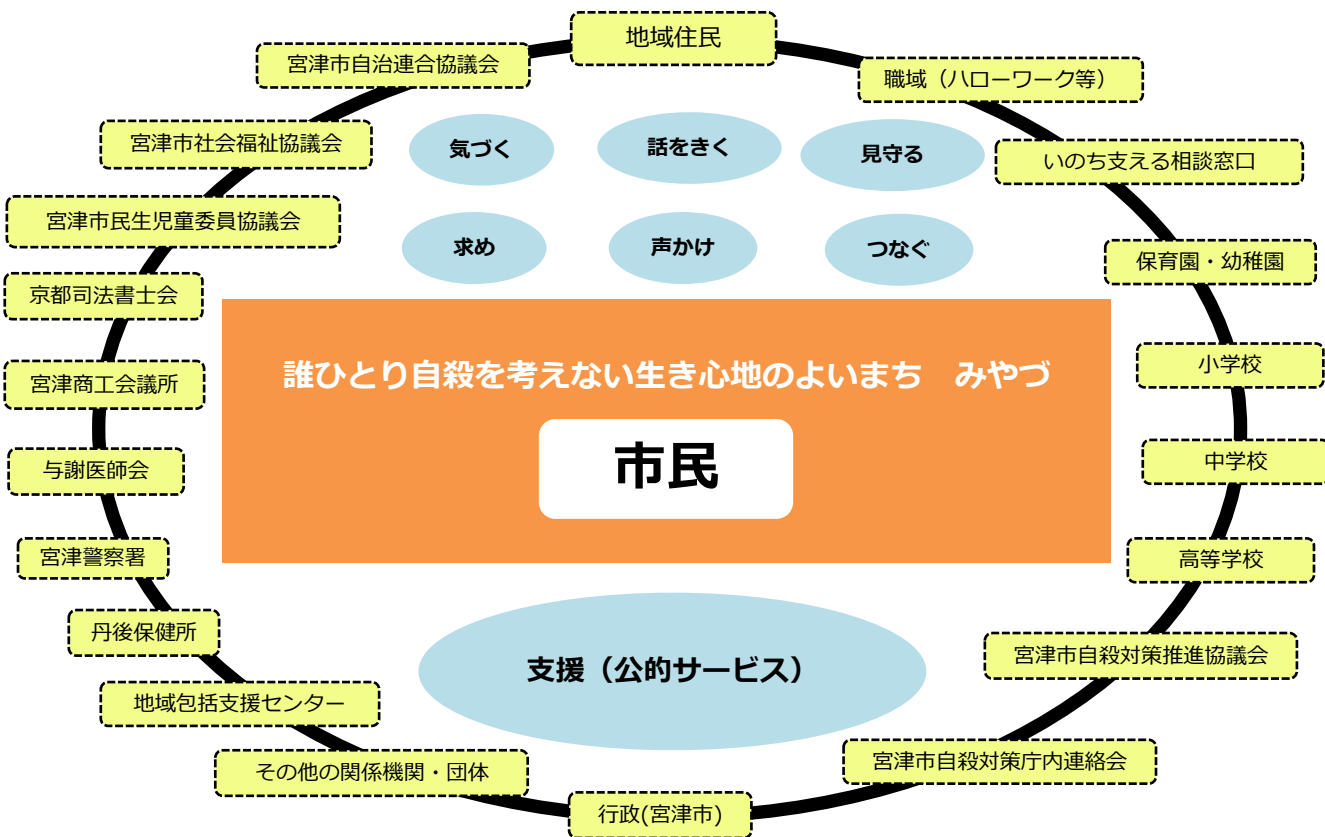
自殺対策は、市民・地域・関係機関・民間団体・企業・学校・行政等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図りながら、取組を推進します。また、計画の推進にあたっては、こうした関係機関のほか、近隣市町・府・地域ネットワーク団体等の連携・協力を仰ぎ、ネットワークを強化し、各種施策の取組を推進します。

2 計画の進捗管理

毎年、宮津市自殺対策推進協議会を開催し、計画の進捗状況等について、点検、評価し、その着実な推進を図るほか、必要があると認める場合には、計画の見直しを行い、進捗管理を行います。

また、本計画で位置付ける基本施策及び重点分野ごとの個別事業の進捗管理や地域の課題を検討する場として宮津市自殺対策庁内連絡会議で協議、検討を行い、各事業の円滑な推進を図ります。

推進体制のイメージ




行政（宮津市）をはじめ、地域住民や宮津市自治連合協議会、宮津市社会福祉協議会、宮津市民生児童委員協議会など各関係団体がつながり、支え合い、面となって、気づき、声かけ、話をきく、つなぐ、見守るといったセーフティネットを構築しながら、一方で、いのち支える相談窓口を含め、基本施策・重点分野などの公的サービスによる支援を実施する中で、すべての市民が『誰ひとり自殺を考えない生き心地のよいまち みやづ』を享受できる体制をイメージしたものです。

～いのち支える～ 相談窓口一覧

日々の様々な生活の場面において、悩んだり、困ったときがあると思います。そうしたときは、ひとりで悩まずに以下の相談機関までお気軽にご連絡ください。あなたの相談をお待ちしています。

※市役所における窓口開庁時間については、令和8年5月から開庁時間短縮の試行実施を行います。
(窓口開庁時間 9:00～16:30)

■『深刻な悩み』を抱えておられる方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
京都府自殺ストップセンター [電話 0570-783-797]	うつ病、多重債務、生活苦、介護疲れ等、自殺に繋がる様々な背景を持った相談に対して、臨床心理士、精神保健福祉士等の専門スタッフがチームとして対応します。	【電話相談】 毎日24時間
京都いのちの電話 [電話 075-864-4343] [ナビダイヤル 0570-783-556] [フリーダイヤル 0120-783-556]	年中無休24時間体制で電話相談を受け付けています。名乗る必要はなく、相談される方の宗教・思想も尊重され、秘密も守られます。	【電話相談】 毎日24時間 【ナビダイヤル】 10:00～22:00 【フリーダイヤル】 毎月10日 8:00～翌日8:00
よりそいホットライン [電話 0120-279-338]	24時間通話料無料、年中無休の悩み電話相談です。心がしんどいと思われる方や死にたいほどつらい方は相談してください。(外国語による相談も受け付けています。)	【電話相談】 毎日24時間
京都自死・自殺相談センター Sotto [電話 075-365-1616]	「自死の苦悩を抱えたときの心の居場所づくり」を目的に掲げて、電話やメールによる「相談活動」、そとたいむやおでんの会といった「対人支援活動」などを行っています。	【電話相談】 金・土曜日 19:00～25:00
いのちSOS [電話 0120-061-338]	自殺予防の専用ダイヤルです。「死にたい」「消えたい」「生きることになった」「生きることが限界だ」と感じている人のための、無料かつ秘密厳守の電話相談です。	【電話相談】 毎日24時間 【チャット相談】 月・金曜日 6:00～22:30(受付22:00まで) 日・火・水・木・土曜日 8:00～22:30(受付22:00まで) 

■ 『うつ病』 や 『気持ちがゆううつ』 な方へ

医療機関名称 [電話]	住所	診療時間
味見診療所 [電話 22-5120]	吉原2596	【月・火・木・金】 9:00~12:00/15:00~18:00 【水・土】 9:00~12:00
今出クリニック [電話 22-2767]	柳縄手325-6	【月・火・木・金】 9:00~12:00/15:30~18:30 【水・土】 9:00~12:00
西原医院 [電話 22-4970]	京街道227-2	【月・水・土・日】 9:00~11:00
京都府立医科大学附属北部医療センター [電話 46-3371]	与謝野町字男山 481	外来受診：精神科【火~金】・完全予約制 予約方法：電話予約：平日12:00~15:00

■ 『こころの健康』 が気になる方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1622]	こころの健康に関する相談を専門の相談員がお聞きします。	社会福祉課 障害福祉係 月~金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30~17:15
宮津市役所 (ミップルビル内) 産婦の方への相談窓口 [電話 45-1624]	産後にお子様や母親自身のことで気になることや、不安や悩みについての相談を保健師がお聞きします。	健康・介護課 健康増進係 月~金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30~17:15
京都府精神保健福祉総合センター こころの健康相談 [電話 075-645-5155]	こころの健康に関する相談を専門の電話相談員がお聞きします。必要に応じて関係機関の紹介や、来所相談を行っています。	【電話相談】 月~金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00~12:00、13:00~16:00
京都府丹後保健所 [電話 0772-62-4302]	うつ病、統合失調症といったこころの病気から、不安やイライラ、興奮などの状態、アルコールなどによる特有な精神的問題など、様々なこころの健康について家族やご自身などから相談を受け付けています。相談方法は電話や面接で相談員が対応します。	【精神保健福祉相談】 月~金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30~12:00、13:00~17:00 【精神保健福祉相談日】 ※事前に予約が必要です 嘱託医(精神科医)による相談日を開設しています。医学的な判断が必要な相談などに利用できます。 ・宮津総合庁舎別棟会場 ・丹後保健所会場
ほっこりスペース無相堂 [電話 080-2514-6240] [電話 22-2553]	孤立した人や悩んでいる人が住み慣れた地域の中で気軽に悩みを語れる、こころの癒し(ほっこり)を提供する居場所づくりとして気軽にご利用いただけます。	【電話相談】 毎月第2水曜日 10:00~16:00 水・金曜日(祝日・年末年始除く) 19:00~21:00

■ 『子ども』や『子どもの保護者』の方で、不安や悩みを抱えている方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
チャイルドライン 18歳までの子ども専用 [電話 0120-99-7777]	18歳までの子どものための相談先です。抱えている思いを誰かに話すことで、少しでも楽になるよう、気持ちを受け止めます。あなたの思いを大切にしながら、どうしたらいいかを一緒に考えていきます。お説教や命令、意見の押しつけはしません。名前や学校は、言わなくてかまいません。相談した内容は、許可なく家族や学校の先生、周りの人に知られることはありません。	【電話相談】 毎日(12/29～1/3除く) 16:00～21:00 【チャット相談】 月～土曜日(12/29～1/3除く) 16:00～21:00 
文部科学省 ◆24時間子供SOSダイヤル [電話 0120-0-78310]	子どもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるよう、全都道府県及び指定都市教育委員会で実施。ダイヤルに電話すれば、原則として電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関に接続。	【電話相談】 毎日24時間
法務省 ◆こどもの人権110番 [電話 0120-007-110]	学校で「いじめ」を受けて学校に行きたくない、親から虐待されている、でも先生や親には言えない…、誰に相談していいかわからない…。もしもそんな苦しみを抱えていたら、一人で悩まずに電話をかけてください。法務局・地方法務局の職員又は人権擁護委員が、皆さんのお話を聞いて、どうしたらいいか一緒に考えます。相談は無料、相談内容の秘密は守ります。	【電話相談】 月～金曜日 8:30～17:15 【LINE相談】 月～金曜日 8:30～17:15 
こども家庭庁 ◆親子のための相談LINE	子育てや親子関係について悩んだときに、こども（18歳未満）とその保護者の方などが相談できる窓口です。ひとりで悩まずに、お気軽にご相談ください。	【LINE相談】 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 10:00～20:00 
京都弁護士会 ◆子どもの権利110番 [電話 075-231-2344]	いじめ、児童虐待、少年非行、学校との関係など、子どもに関わるどんな相談でも受け付けます。電話相談又は面談相談（いずれも無料）です。子どもさんご本人や保護者ら家族だけでなく、知人や施設関係者などの立場で子どもさんに関わっておられる方でもご相談いただけます。	【電話相談・面談相談】 (面談相談は要予約) 金曜日(祝日・年末年始除く) 15:00～16:30

■『子ども』や『子どもの保護者』の方で、不安や悩みを抱えている方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
京都府総合教育センター ① [電話 075-612-3268、 075-612-3301] ② [電話 0773-43-0390]	一人で悩まず、一緒に考えませんか？ 学校に行きたい気持ちはあるのに学校に行けない。いじめられる。友達のことなどで悩んでいる…。困ったことがあったらいつでも相談してください。また、保護者や教職員の方々からも、子どもの様々な悩みや課題について相談をお受けします。	①【電話教育相談】 毎日24時間 ②【来所・巡回教育相談】 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 10:00～17:00
こども家庭センター （宮津市役所 ミップルビル内） [電話 45-1621]	子ども家庭支援員等の専門職員を配置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークまでを行います。	子ども未来課 子育て応援係 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8:30～17:15
宮津市子育て支援センター にっこりあ（ミップルビル内） [電話 20-2525]	総合的な子育て支援拠点施設として、宮津市子育て支援センターにっこりあを開設し、就学前児童とその保護者の交流促進、子育ての相談、助言や援助を行います。また、教育・保育施設や地域の子育て支援事業を利用できるように、総合的な案内窓口(利用者支援事業)を設置し、相談をお受けします。	月～日曜日（木曜日・年末年始除く） 9:00～16:30
宮津市教育支援センター （宮津市教育委員会事務局 ミップルビル内） ●こころのまど [電話 22-5560] ●こころのひろば [電話 22-8060]	教育相談室「こころのまど」、適応指導教室「こころのひろば」を設置し、不登校やいじめ、学校生活など、専門の相談員によるきめ細かな支援をはじめ、学校におけるスクールカウンセラー等による相談を実施しています。	学校教育課 学校教育係 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8:30～17:15

■『育児』や『子育て』に疲れている方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
こども家庭センター （宮津市役所 ミップルビル内） [電話 45-1621]	子ども家庭支援員等の専門職員を配置し、育児や子育てで不安に思われることや、悩み、また、子育てに疲れている方などを対象として相談に応じます。	子ども未来課 子育て応援係 月～金曜日（祝日・年末年始除く） 8:30～17:15

■ 『介護』で疲れている方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市地域包括支援センター (宮津市役所 ミップルビル内) [電話 45-1620]	在宅で介護を行っている方や介護に疲れている方の不安や悩みの相談に応じます。	健康・介護課 介護予防係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

■ 『健康』が気になる方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市役所 (ミップルビル内) 健康相談 [電話 45-1624]	40歳以上の市民の方を対象に健康相談日を設定、健康に関する相談に応じます。	健康・介護課 健康増進係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

■ 『妊婦・産婦』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
こども家庭センター (宮津市役所 ミップルビル内) [電話 45-1624]	妊娠中・出産後に起こりやすい心身の不調や子育ての不安や悩みなどの相談を行います。	健康・介護課 健康増進係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

■ 『自死遺族』の方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
こころのカフェきょうと わかちあいの会 [電話 090-8536-1729]	自死遺族のためのわかちあいの場です。一人で苦しまず、大切な人への思いを語りあってみませんか。	【申し込み】 毎日18:00～21:00
京都自死・自殺相談センター Sotto そっとたいむ [電話 075-365-1600]	大切な人や身近な人を亡くした悲しみなどの複雑な思いを相談員に個別に安心して話せる場です。	【申し込み】 平日9:00～17:00
京都司法書士会 [電話 075-212-7153]	自死遺族のための相談会を実施しています。	随時 (事前予約制)

■ 『児童虐待』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
こども家庭センター (宮津市役所 ミップルビル内) [電話 45-1621]	子ども家庭支援員等の専門職員を配置し、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、子どもに関する相談全般から、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワークまでを行います。	子ども未来課 子育て応援係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
福知山児童相談所 [電話 0773-22-3623] 189(全国フリーダイヤル)	児童相談所は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。児童福祉司や児童心理士などの専門職員が相談の対応を行います。	【児童相談】 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15 【児童虐待】 毎日24時間

■ 『障害者虐待』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1622]	障害者の虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに障害者の安全確認や虐待防止、保護などの早期対応を行います。	社会福祉課 障害福祉係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

■ 『高齢者虐待』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市地域包括支援センター (宮津市役所 ミップルビル内) [電話 45-1620]	高齢者の虐待に関する通報や届出があった場合には、関係機関と連携して速やかに高齢者の安全確認や虐待防止、保護などの早期対応を行います。	健康・介護課 介護予防係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

■ 『ひとり親家庭』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1621]	母子・父子自立支援員によるひとり親家庭に対する相談等を行っています。	子ども未来課 子育て応援係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

■ 『DV被害』、『男性』、『女性』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など	
宮津市役所 (杉末会館) [電話 22-4622]	DV被害に関する相談等を行います。	市民環境課 人権啓発係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15	
DV相談ナビ [電話 #8008 (有料)]	配偶者からの暴力に悩んでいることを、どこに相談すればよいか分からない方は、DV相談ナビにご相談ください。	毎日9:00～20:00	
DV相談 + (プラス) [電話 0120-279-889]	配偶者やパートナーから受けている様々なDVについて、専門の相談員が24時間電話相談を行っています。また、チャットでの相談も受け付けています。	【電話相談】 毎日24時間 【チャット相談】 12:00～22:00 	
京都府家庭支援総合センター [電話 075-531-9910]	DV被害者の相談及び女性一般の相談を受け付けています。	毎日9:00～20:00	
一般財団法人 京都府民総合 交流事業団	男性相談 [電話 075-692-3433]	男性相談員による、男性のあらゆる 悩みに関する無料相談	第1・3土曜日 13:00～16:50 第2・4火曜日 16:00～19:50 (祝日・年末年始除く)
	女性相談 [電話 075-692-3437]	女性相談員による、女性のあらゆる 悩みに関する無料相談	月～土曜日 10:00～12:00、13:00～18:00 (祝日・年末年始除く)
福知山児童相談所 [電話 0773-22-9911] (女性相談専用)	DV被害者の相談及び女性一般の相談	平日9:00～17:00	
特定非営利活動法人BONDプロジェクト 10代20代の女性のための LINE相談	10代・20代の女性のためのLINE相談を行い、必要に応じて電話・対面相談、居場所や自立支援へのつなぎを行っています。	【LINE相談】 ID @bondproject 	

■ 『ひきこもり』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市社会福祉協議会 (宮津市地域ささえあいセンター内) [電話 22-2090]	ひきこもり状態にある方やそのご家族の悩みに関する相談・支援等を行います。	地域課 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00
京都府 脱ひきこもり支援センター [電話 075-531-5255]	ひきこもり状態にある方やそのご家族が、訪問・相談等の必要な支援を受けられるよう、民間団体である労働者協同組合労協センター事業団「ひととわ」と連携して支援します。	【電話相談】 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～16:00 【面接相談】 予約制 北部脱ひきこもり支援センター 北部サテライト (京都府福知山総合庁舎内) 原則第1・3水曜日
チーム絆 労働者協同組合労協センター 事業団「ひととわ」 [電話 080-2507-9010]	脱ひきこもり支援センターと協働し、ひきこもり状態にある方が、社会とのつながりを強めていけるよう支援します。	月・火・木・金曜日 9:00～18:00 水曜日 9:00～12:00 (祝日・年末年始除く)

■ 『子ども』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
こども家庭センター (宮津市役所 ミップルビル内) ① [電話 45-1621] ② [電話 45-1624]	育児・ひとり親家庭・児童に関する相談	①子ども未来課 子育て応援係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
	・妊娠・出産・子育てについての相談 ・乳幼児健診時等において保健師による相談 ・発達等が気になる子ども(幼稚園・保育園未就園児)やその育児に悩みを抱える保護者を対象とした相談	②健康・介護課 健康増進係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1622]	障害児療育についての相談	社会福祉課 障害福祉係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津市教育委員会事務局 (ミップルビル内) [電話 45-1641]	幼稚園、小・中学校の子どもの発達や、就園・就学等に関する相談	学校教育課 学校教育係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

■ 『障害のある方』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
障害者生活支援センター結 (ミップルビル内) [電話 20-1222]	障害のある方の福祉に関する問題についての相談に応じ、必要な情報を提供する等の支援を行います。	月～金曜日(祝日・年末年始他除く) 9:00～17:00
障害者生活支援センターかもめ [電話 20-2011]		月～金曜日(祝日・年末年始他除く) 9:00～18:00
児童発達支援センターすずらん [電話 46-0216]		火～土曜日(祝日・年末年始他除く) 8:30～17:30
宮津市役所 (ミップルビル内) 障害者相談員による相談事業 [身体障害者相談員] [知的障害者相談員] [電話 45-1622]	障害のある方の生活等に関する相談に応じ、福祉サービス利用等必要な情報の提供、関係機関への連絡等の援助を行います。	社会福祉課 障害福祉係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15

■ 『高齢者』に関する相談

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1619]	介護保険給付サービスに関する相談	健康・介護課 介護給付係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1676]	介護保険料・介護認定に関する相談	健康・介護課 介護認定係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津市地域包括支援センター (宮津市役所 ミップルビル内) [南部地域] [電話 45-1620]	・介護保険申請やサービス、住宅改修・福祉用具購入に関する相談 ・介護予防・認知症・ケアプラン作成に関する相談	健康・介護課 介護予防係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津北部地域包括支援センター (社会福祉法人成相山青嵐荘) [北部地域] [電話 27-0233]		月～金曜日(年始除く) 8:30～17:30

■ 『生活』・『福祉』に関して相談したい方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市社会福祉協議会 (宮津市地域ささえあいセンター内) [電話 22-2090]	経済的に困っている、今後の生活に不安、どこに相談をすればいいのか分からないなどの生活困窮に関する相談	地域課 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1618]	民生委員・児童委員や主任児童委員への相談	社会福祉課 地域福祉係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1621]	子育て支援に関する相談	子ども未来課 子育て応援係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1622]	障害に関する相談	社会福祉課 障害福祉係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津市役所 (ミップルビル内) [電話 45-1623]	生活保護に関する相談	社会福祉課 生活支援係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津市役所 (杉末会館) [電話 22-4622]	市民生活全般に関する相談 (市民相談)	市民環境課 人権啓発係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
	犯罪被害者やそのご家族等の相談	
	人権擁護委員や行政相談委員による市民困りごと相談	市民環境課 人権啓発係 毎月第3金曜日(祝日除く) 10:00～12:00
京都司法書士会 [電話 075-255-2566]	司法書士による多重債務や相続などに関する無料法律相談 (※要予約) 会場：宮津市福祉・教育総合プラザ	毎月第2水曜日13:30～16:30 ウェブ予約も行っています https://consult.siho-syosi.jp
宮津与謝消費生活センター (宮津市役所 別館内) [電話 22-2127]	相談員による悪質商法や架空請求・多重債務などの消費生活相談	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～12:00、13:00～16:00
京都府消費生活安全センター [電話 075-671-0004]	多重債務、ヤミ金融に関する相談	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～16:00



■ 『生活』 ・ 『福祉』 に関して相談したい方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
京都弁護士会 丹後法律相談センター宮津相談所 [電話 0772-68-3080]	弁護士による法律相談（※予約制・有料）	第1・3・5水曜日 12:00～15:20 会場：みやづ歴史の館
宮津与謝地区保護司会 更生保護サポートセンター [電話 0772-47-9550]	犯罪や非行防止、更生保護に関する相談	月・水・金(祝日・年末年始除く) 10:00～15:00
宮津市役所（杉末会館） [電話 22-4622]	生活上の相談・人権に関する相談	市民環境課 人権啓発係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15







■ 『労働』 又は 『経営』 に関して相談したい方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市社会福祉協議会 (宮津市地域ささえあいセンター内) [電話 22-2090]	仕事が見つからない、長続きしない、病気やケガで働けないなど仕事のことに 関する相談に応じます。	地域課 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～17:00
峰山公共職業安定所宮津出張所 (ハローワーク宮津) [電話 22-8609]	職業紹介及び就労相談	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
宮津商工会議所 [電話 22-5131]	経営に関する相談	月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:30
京都府労働相談所 [電話 0120-786-604]	賃金・労働時間・休暇・各種ハラスメントなど、 労使双方からの労働に関する相談に応じます。	【電話・来所相談(予約制)】 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 9:00～13:00、14:00～17:00
京都府社会保険労務士会 [電話 075-417-1881]	年金・労務に関する相談	毎週水曜日(予約制)

■自殺予防対策の総合窓口／どこに相談したらいいかわからない方へ

相談機関名称 [電話]	内容	相談日・時間など
宮津市役所 (ミッブルビル内) [電話 45-1618]	自殺予防対策の総合的な窓口。不安や悩みを抱えておられ、どこに相談したらいいかわからない方の相談に応じます。	社会福祉課 地域福祉係 月～金曜日(祝日・年末年始除く) 8:30～17:15
支援情報検索サイト	悩んでいる方も、支えたい方も、どこに相談すべきかわからない時は支援情報検索サイトで相談窓口を検索してください。 さまざまな方法の相談窓口を紹介しています。	
こころの健康相談統一ダイヤル [電話 0570-064-556]	電話をかけた所在地の都道府県・政令指定都市が実施する「こころの健康相談」等の公的な相談機関につながります。	

■SNS相談

相談機関名称 [電話]	内容
生きづらびっと (NPO法人自殺対策支援センター ライフリンク)	「生きづらびっと」ではSNSやチャットによる自殺防止相談を行い、必要に応じて電話や対面による支援や居場所活動等へのつながりを行います。 LINE  チャット 
こころのほっとチャット (NPO法人東京メンタルヘルス・スクエア)	「こころのほっとチャット」では主要SNS (LINE、Facebook) およびウェブチャットから年齢・性別を問わず相談に応じています。 LINE  Facebook  ウェブチャット 
NPO法人あなたのいばしょ	年齢・性別を問わず誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談窓口です。(24時間365日) 
NPO法人BONDプロジェクト	10代・20代のためのLINE相談を実施しています。 

宮津市自殺対策推進協議会委員名簿

区分	委員氏名	団体・役職名等	備考
学識経験者	川島 典子	福知山公立大学 地域経営学部 教授	会長
	稲岡 英志	京都司法書士会 丹後支部長	
関係機関及び 団体の役職員	西原 寛	一般社団法人与謝医師会 理事	
	一色 立雄	宮津市自治連合協議会 副会長	
	小田 和夫	(福) 宮津市社会福祉協議会 会長	副会長
	矢野 秀明	宮津市民生児童委員協議会 副会長	R7.11.30まで
	味見 豊	宮津市民生児童委員協議会 副会長	R7.12.22から
	山口 孝幸	宮津商工会議所 専務理事	
関係行政機関 の職員	藤井 辰典	京都府宮津警察署 生活安全課長	
	中尾 修志	京都府丹後保健所 福祉課長	

(順不同・敬称略)

宮津市自殺対策推進協議会設置要綱

令和2年4月21日告示第77号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定する自殺対策についての計画（以下「自殺対策計画」という。）を策定し、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、宮津市自殺対策推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策計画の推進に関すること。
- (2) 自殺対策計画の策定に関する必要な事項について調査及び審議すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関及び団体の役職員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該委嘱又は任命の日の属する年度の翌年度の3月31日までとする。

ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、社会福祉担当課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

第2期いのち支える宮津市自殺対策推進計画 策定経過

年 月 日	内 容
令和7年11月10日（月）	第1回宮津市自殺対策推進協議会 ・会長及び副会長の選出 ・第1期宮津市自殺対策推進計画の振り返り ・自殺の現状について ・第2期宮津市自殺対策推進計画の策定にあたって ・第2期宮津市自殺対策推進計画（骨子案・体系図）について ・第2期宮津市自殺対策推進計画策定に向けたスケジュールについて
令和7年12月16日（火）	第2回宮津市自殺対策推進協議会 ・第2期宮津市自殺対策推進計画（素案）への意見修正について ・第2期宮津市自殺対策推進計画（中間案）について ・第2期宮津市自殺対策推進計画策定に向けたスケジュールについて ・パブリックコメントの実施について
令和8年1月19日（月）～ 令和8年2月1日（日）	中間案パブリックコメントの実施
令和8年2月20日（金）	第3回宮津市自殺対策推進協議会 ・パブリックコメントの実施結果について ・第2期宮津市自殺対策推進計画（最終案）について

宮津市自殺対策庁内連絡会議設置規程

令和2年9月10日訓令甲第6号

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、全庁横断的な体制の下、総合的かつ効果的な自殺対策の推進を図るため、自殺対策庁内連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 自殺対策に関する業務の情報交換及び相互連携に関すること。
- (2) 自殺対策の諸施策の調整、検討及び推進に関すること。
- (3) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 連絡会議は、座長1名、副座長1名、委員若干名をもって組織する。

- 2 座長は健康福祉部長を、副座長は社会福祉課長を、委員は総務課長、市民課長、商工観光課長、健康・介護課長、学校教育課長、社会教育課長及び市長が指定する職員をもって充てる。

(座長及び副座長)

第4条 座長は、連絡会議の会務を総理する。

- 2 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 連絡会議の会議は、必要に応じ座長が招集し、座長が議長となる。

- 2 連絡会議には、組織を構成する部署の実務者による実務者会議を置くことができる。

(関係者の出席等)

第6条 座長は、連絡会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させるとともに、資料の提出又は意見の陳述等をさせることができる。

(庶務)

第7条 連絡会議の庶務は、地域福祉担当課において処理する。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、連絡会議の運営等に関し必要な事項は、座長が別に定める。

用語説明

【あ行】

●生き心地のよい地域社会

誰しもが自殺の脅威にさらされることなく、自分自身であることに満足しながら生きることのできる社会（生き心地のよい社会）（NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク）。

●生きることの包括的な支援

自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺の危険性が高まります。そのため、自殺対策は「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、地域のあらゆる取組を総動員して「生きることの促進要因」を増やすための支援を推進することをいう。

●（一社）いのち支える自殺対策推進センター

2020年（令和2年）に厚生労働大臣指定法人として活動を開始し、誰も自殺に追い込まれることのない「生き心地のよい社会」を目指すため、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として推進し、様々な事業を行い、国レベルの自殺対策の枠組みを作り、先進的なモデル作りに取り組んでいる機関。

●うつ病

うつ病は、一言で説明するのはたいへん難しい病気ですが、脳のエネルギーが欠乏した状態であり、それによって憂うつな気分やさまざまな意欲（食欲、睡眠欲、性欲など）の低下といった心理的症状が続くだけでなく、さまざまな身体的な自覚症状を伴うことも珍しくありません。つまり、エネルギーの欠乏により、脳というシステム全体のトラブルが生じてしまっている状態と考えることもできます。

私たちには自然治癒力という素晴らしい機能が備わっていて、通常はさまざまな不具合を回復へ導いてくれます。私たちは日常生活の中で、時折憂うつな気分を味わいます。不快な出来事によって食欲が落ちることもあります。しかし、脳のエネルギーが欠乏していなければ、自然治癒力によって、時間の経過とともに元気になるのが通常です。時間の経過とともに改善しない、あるいは悪化する場合には生活への支障が大きくなり、「病気」としてとらえることとなります。そのため、仕事・家事・勉強など本来の社会的機能がうまく働かなくなり、また人との交際や趣味など日常生活全般にも支障を来すようになります。（厚生労働省資料から抜粋）

●エジンバラ産後うつ病質問票

産後うつ病のスクリーニングを目的として開発された調査票。母親が自己記入する方式の調査票で、産後うつ病のスクリーニングに広く用いられている。

【か行】

●介護支援専門員

ケアマネジャーのこと。介護保険制度で、要介護・要支援認定者等からの相談に応じるとともに、心身の状況等に応じ適切なサービスが利用できるよう、ケアプラン（介護サービス計画）を作成し、介護サービス事業者、施設などとの連絡・調整を行う者。

●虐待

人権を侵害し、心や身体を傷つけるような行為。殴る、蹴るなどの暴力的な行為だけでなく、本人の意に反する身体的拘束や性的虐待、暴言や脅迫などの心理的虐待、世話を放棄するネグレクト、年金などを勝手に使う経済的虐待などがあり、児童や高齢者、障害者等に対する虐待が問題となっている。

●グループワーク

ソーシャルワークにおける専門技法の一つであり、利用者がグループのプログラム活動に参加することで、メンバー間相互の影響を受け、個人が変化（成長、発達）する援助の過程をいう。

●ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のことをいう。

●ケアマネジメント

支援を必要とするサービス利用者が、迅速かつ効果的に必要とするすべての保健・医療・介護・福祉サービスを受けられるように調整することを目的とした援助展開の方法。

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害者の権利擁護や二重表明を支援し代弁すること。

●高齢化率

65歳以上の高齢者人口（老年人口）が総人口に占める割合をいう。

●こども家庭センター

2024年（令和6年）4月の児童福祉法改正に伴い設置が推進された、妊産婦・子ども・子育て世帯への相談支援を一元化する新しい市区町村の拠点。子どもの健やかな成長をサポートする場所として、市内に居住する妊産婦、子育て世帯、0歳から18歳までのすべての子どもを切れ目なく支援し、関係機関との連携を図りながら、それぞれの家庭に応じた適切な支援・サービスにつなげていく。

●子ども第三の居場所

家庭（第1）や学校（第2）以外で、経済的困窮、孤立、家庭環境の複雑さなど、困難な状況にある子どもが温かい食卓や居心地の良い空間で安心・安全に過ごせる場所。

【さ行】

●サイン

本計画では、自殺を考えている人が発する兆候のことをいう。厚生労働省が作成した「職場における自殺と予防」（2004年（平成16年）3月）では、そのサインの代表的なものとして次をあげている。

- ①うつ病の症状
- ②原因不明の身体の不調が長引く
- ③酒量が増す
- ④安全や健康が保てない
- ⑤仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う
- ⑥職場や家庭でサポートが得られない
- ⑦本人にとって価値あるものを失う（職、地位、家族、財産など）
- ⑧重症の身体の病気にかかる
- ⑨自殺を口にする
- ⑩自殺未遂に及ぶ

●産婦健診

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や授乳状況の把握等を行う産婦健診をいう。

●自殺死亡率

人口10万人あたりの自殺者数。「地域の自殺者数÷人口×100,000」で計算する。

●自殺総合対策大綱

自殺対策基本法に基づき、政府が推進すべき自殺対策の指針として定めたもの。2007年（平成19年）6月に初めての大綱が策定された後、2008年（平成20年）10月に一部改正、2012年（平成24年）8月、2017年（平成29年）7月と見直しが行われ、2022年（令和4年）10月に新たな大綱が閣議決定された。

●自殺対策基本法

わが国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況に対処するために、自殺対策に関し基本理念や国、地方公共団体等の責務等自殺対策の基本となる事柄を定めた法律。

●自殺対策強化月間

厚生労働省所管の自殺総合対策会議では、例年月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と位置づけ、国・地方公共団体・関係機関が連携して重点的に普及啓発すべき月間としている。

●自殺の危機経路

NPO法人自殺対策支援センター ライフリンクが実施した「自殺実態1000人調査」から見てきたこととして、自殺の背景には、親子間の家族の不和（家庭問題）やうつ病などの精神疾患（健康問題）、倒産（経済・生活問題）など様々な自殺の危機要因が潜んでいるとされている。こうした自殺の危機要因が連鎖しあいながら自殺の危機経路を形作っているといわれており、自殺の危機経路とは、事態がそのまま進行していくと自殺に至る可能性の高い経路（プロセス）のことをいう。（NPO法人 自殺対策支援センター ライフリンク）

●自殺予防週間

2007年（平成19年）6月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」において、「9月10日の世界自殺予防デーにちなんで、毎年9月10日から一週間を「自殺予防週間」として設定し、国、地方公共団体が連携して、幅広い国民の参加による啓発活動を強力に推進する」としたものの。

●自死遺族

家族・親族を自殺により亡くした人。

●スクールカウンセラー

教育機関において心理相談業務（スクールカウンセリング）に従事する心理職の専門家の職業名をいう。

●生活困窮者自立支援事業

「生活困窮者自立支援制度」参照

●生活困窮者自立支援制度

生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対し、その自立に向けた相談支援を行うことと併せて、居住支援や就労支援、家計支援など生活全般にわたる包括的な支援を行う制度（2015年（平成27年）4月施行）。

- ・ 自立相談支援事業
- ・ 住居確保給付金の支給
- ・ 就労準備支援事業
- ・ 家計相談支援事業
- ・ 就労訓練事業
- ・ 生活困窮世帯の子どもの学習支援
- ・ 一時生活支援事業

●生活保護

資産や能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し、その自立を助長する制度。

●精神保健福祉士

精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）に基づく名称独占の資格であり、精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障害の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者をいう。

●性的マイノリティ

同性愛者、性同一性障害、両性愛者等の性的少数者のこと。

●ソーシャルワーク

より良い社会を実現していくために、仕組みや制度を変える、整えていくという取り組みのこと。

【た行】

●多重債務

貸金業を営む者による貸付けに起因して、多数の資金需要者等が重畳的又は累積的な債務を負うことにより、その営む社会的経済的生活に著しい支障が生じている状況をめぐる国民生活上及び国民経済の運営上の諸問題をいう。（貸金業法附則第66条）

●誰ひとり自殺を考えない

絶望感や孤立、諦め、苦痛、自殺念慮などといった心理を抱える人たちが自分の周りにいるかもしれないという意識を常に持ち、日ごろからの気づき、声かけ、話を聞く、つなげる、見守る、支援するといった本計画における様々な取組や実践を通して、一人ひとりがかけがえのない個人として尊重され、誰ひとり自殺の脅威にさらされることがない（自殺を考えない）社会の実現を目指すもの。

●地域子育て支援拠点事業

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

●地域自殺実態プロファイル

地方公共団体の地域自殺対策計画の策定を支援するツール。自殺総合対策推進センターにおいて作成され、全ての都道府県及び市町村それぞれの自殺の実態を分析したもの。

●地域自殺対策政策パッケージ

2017年（平成29年）7月に閣議決定された新たな「自殺総合対策大綱」において、自殺対策計画の策定に資するよう、地域特性を考慮したきめ細かな対策を盛り込んだ施策事例集。パッケージは「基本パッケージ」と「重点パッケージ」から構成。

基本パッケージは、国が国民に保障する最低限度の生活を営むために必要な取組として全国的に実施されることが望ましい施策群。

重点パッケージは、2017年（平成29年）7月25日に閣議決定された新たな自殺総合対策大綱で示された重要な施策を勘案しつつ、地域において優先的な課題となりうる施策について、詳しく提示したもの。自治体の地域特性に応じて地域における自殺対策をより効果的に実施するために基本パッケージに付加することが望まれる施策群。

●地域における自殺の基礎資料

厚生労働省が警察庁から提供を受けた自殺データに基づき再集計した、わが国の自殺の実態をとりまとめた統計データ集。

●地域包括ケアシステム

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される、地域の包括的な支援・サービス提供体制。

●地域包括支援センター

高齢者に関する総合相談・支援や権利擁護、介護予防のマネジメント、困難事例等への指導・助言などを実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するセンター。府内各市町村で配置。

センターには、介護支援専門員、社会福祉士、保健師の専門職員が配置されている。

●チャット (chat)

インターネットを含むコンピュータネットワーク上のデータ通信回線を利用したリアルタイムコミュニケーションのこと。chatは英語で雑談のことであり、ネットワーク上のチャットも雑談同様に会話を楽しむための手段である。

●統合失調症

幻覚や妄想という症状が特徴的な精神疾患。人々と交流しながら家庭や社会で生活を営む機能が障害を受け（生活の障害）、「感覚・思考・行動が病気のために歪んでいる」ことを自分で振り返って考えることが難しくなりやすい（病識の障害）、という特徴を併せもっている。

【な行】

●ナビダイヤル

日本国内において複数の着信先に対して全国的に統一された電話番号を提供する、NTTコミュニケーションズが提供する電話の付加サービスで、同社の登録商標（日本第4085448号）である。0570ダイヤルと呼ばれる。

●認知症サポーター

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、日常生活の中で、認知症の方が困っているのを見かけたときに声をかける等、自分のできる範囲で、認知症の人やその家族を見守り、支援する人のこと。

【は行】

●ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業

●フリースクール

不登校や学校になじめない子どもたちを対象に、学校以外の学びや居場所を提供する教育施設のこと。本市では、学校に行きづらい、教室の集団に入りづらい子どもたちが、まずは学校に登校し、自分のペースで過ごせるよう、宮津中学校と宮津小学校に校内フリースクールを設置し、不登校・不登校傾向や、保健室などの別室で過ごしている子どもたちにとって、学校内で安心して過ごすことができる居場所となっている。

●母子・父子自立支援員

ひとり親家庭等を対象に、離死別直後の精神的安定を図り、その自立に必要な情報提供、相談指導等の支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行うことを職務として設置される支援員をいう。

【ま行】

●宮津市福祉・教育総合プラザ

子育て支援をはじめ市民の健康及び福祉の増進並びに教育・文化の振興に資するため、宮津阪急ビル（3階・4階）に設置された施設をいい、子育て支援センター（にっこりあ）、図書館、コミュニティルームなどの施設を付随している。

●民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣に委嘱され、地域住民に対する見守りや生活課題に関する様々な相談等、行政や関係団体と協力しながら支援を行う人。なお、民生委員は児童福祉法第16条第2項の規定により児童委員も兼ねており、特に主任児童委員は児童福祉に関することを専門に担当している。

【や行】

●ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものこと。

●養護老人ホーム

経済的に困窮している高齢者や、身寄りが無いといった困難を抱えている高齢者を受け入れる施設で、入所者には主として日常生活上の支援や社会復帰に向けた手助けを行う。

【ら】・【わ】

●臨床心理士

心の病や悩みをもつ患者と対面し、言語的あるいは行動的に心の健康回復を支援する人。

●ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

【アルファベット】

●DV (Domestic Violence : ドメスティックバイオレンス)

配偶者やパートナーなど親密な関係の人から振るわれる暴力のこと。身体的暴力のみならず、精神的暴力（暴言や行動の制限など）、経済的暴力（生活費を渡さないなど）、性的暴力（性行為の強要など）なども含み、一方が力で支配する不平等な関係になる。

●SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

2015年（平成27年）に国連総会で採択された持続可能な開発のための17の国際目標。169の達成基準と232の指標が決められている。

●SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス、又は、ソーシャル・ネットワーキング・サイトのことをいい、人と人とのつながりを促進・サポートする、「コミュニティ型の会員制のサービス」と定義される。

●QRコード

1994年にデンソー(現・デンソーウェーブ)が開発した2次元コード。白と黒の格子状のパターンで情報を表し、携帯電話などのデジタルカメラで読み取ることで、複雑な文字入力をすることなく情報を取り込むことを狙った技術である。

第2期宮津市自殺対策推進計画

第2期いのち支える宮津市自殺対策推進計画

～「誰ひとり自殺を考えない 生き心地のよいまち みやづ」を目指して～

発行・編集

宮津市健康福祉部 社会福祉課

〒626-8501 京都府宮津市字浜町3012番地 ミツプルビル

電話：0772-45-1618 FAX：0772-22-8438